

312.21
Si 279
x

文學博士幣原坦著

韓國政爭志 全

東京 三省堂發兌

叙 言

韓國の政治は、由來私權の争奪也。政家一たび局に當りて事を行はむとする、群議百端、流言喧傳、隱謀に繼ぐに暗殺を以てし、代りて權を執る者、動もすれば其政敵に與ふるに、一網打盡の慘禍を以てするを辭せず。大臣の交迭走馬燈の如く、國政の改革得て期す可からざりしも偶然にあらざる也。余曩に韓國政府の招聘に應じ、其學政に參與するに際し、過去の調査は、現在の着手に自信を與へ、將來の計畫を安全ならしむる所以なるを感じ、公事の餘、國情の沿革に就きて探究する所あり。本書政争の事、亦實に其一に居る。素より我思の十の一をも述ぶる能はず。豈敢て大方の考査に資すと謂はむ。然りと雖、李朝五百年、現状馴致の主因の一たる政争に

關しては、聊其淵源を闡明せるものなきにあらざるを覺ふ。半島の政治と歴史とに趣味を有せる人の一顧を得ば、我望足る。

明治四十年三月

著者識す

凡 例

一本書は、韓國の政争のいかなるものなるかを論述せむとするものなりと雖、其眼目は、更にいかにして起りしかの原因を究明するにあり。蓋し其原因の究明は、政争の問題を解決するに最便にして、又國情の審査に最有益なれば也。

一引用書目は、行文中に之を註せり。其書若し刊本ならば、丁敷を記入せるも、然らざるものは然せず。

一材料の選擇は、聊意を用ひたる所也。即ち索出せる諸種の書中、止むを得ざるもの、外は、務めて事實の起れる當時に成りし信ずべき記録を採り、其記録の中に就きては、務めて當事者の手記に據りて、真相の判定を試みたり。

凡例

二

一右の如くなれば、本書に挿註せざる圖書にして、参考に供せしもの亦尠からず。例へば、朝野僉載一冊、別録上下本二十冊、大東神林李宜哲輯、本九冊、南漢紀略一冊、本、祖鑑一冊、本、典故撮要八冊、本、新舊璿源系譜紀略各刊本、莊陵志尹舜舉原著、刊本四卷二冊、農岩集世昌協著、刊本四卷十八冊、濯纓年譜刊本上下、景賢續錄合本上下、藥泉集世南九萬著、刊本四卷十七冊、於于野談柳夢寅著、合本上下、東彙錄一冊、本、退溪集別集一卷、本四十九卷、外集一卷、本一冊、西崖集柳成龍著、刊本二十卷、十四冊、鶴峯集金誠一著、刊本八卷、四冊、燃藜別集九冊、本十、明谷集世錫鼎著、刊本四卷十七冊、仙源遺稿金尙補遺一卷、通じて三冊、笠蒙南衡秀著、刊本四冊、閑居漫錄鄭載備著、寫本一冊、公私聞見錄著同上、寫本、見聞因繼錄著者同上、梅翁閑說一冊、本、愚伏集鄭經世著、刊本二卷、十冊、大義源流二冊、本、定齋集朴泰輔著、刊本二卷、共、今古雜錄二冊、本、同春集宋俊吉著、刊本廿七卷、十八冊、月汀別集尹根壽著、刊本四卷、二冊、尊周彙編卷十三、十五、小華外史元吳編、刊本十二卷、六冊、三官記李緯著、寫本二冊、文谷年譜金壽恒年譜、刊本二冊、寒岡集鄭述著、刊本十五卷、七冊、羹

墻錄李福源等撰、刊本八卷、四冊、廣史七集寫本二十四卷、十七冊、谿谷集張維著、刊本二十七卷、十二冊、海東名臣錄金楅著、寫本九冊、華陽語錄崔慎著、寫本上下二冊、俟百錄六冊、本、佔畢齋門人錄本刊一冊、正祖紀事寫本十六冊、七冊、震史記畧八冊、本、東史會錄寫本二十冊、等に於けるが如し。

凡例

三

韓國政争志

目次

第一編	概論	一
第二編	東西分争論	三三
第一章	東人西人の分争は、李朝黨争の濫觴なりや。若し其以前に黨争の漸ありとすれば、東西分黨に對せる關係の有無如何	三三
第二章	李肇敏の書室に於ける金孝元の寢具の發見は、いかなる價值を分争上に有せるか	四九
第三章	東西分黨の眼目は、いかなる點に存せるか。及其名目の出處如何	五七
第四章	書院が分黨起原に關係ありと云ふは、果して正當なる	

見解なりや……………六七

第五章 沈義謙及金孝元はいかなる人物なりしか……………七九

第六章 沈金二人はいかなる制裁を、何故に受けしか……………九一

第七章 制裁の效を奏せざりしは、いかなる事實によりて證明し得るか……………一〇〇

第三編 老少分争論……………一〇〇

第一章 尹鐫異説の唱道はいかなる結果を生ぜしか……………一〇六

第二章 尹拯は、宋時烈に對していかなる關係を有し、又いかなる感觸を抱きしか……………一四〇

第三章 尹拯が墓文を宋時烈に請ひし事につき、世にいかなる誤傳あるか……………一四九

第四章 何故に尹拯は、其父の墓文の事より、宋時烈に背くに至りしか……………一五八

第五章 何が爲めに金益勳は、誹議怨恨の中心となりしか……………一七五

韓國政争志目次終

第六章 宋時烈は金益勳に對して、いかなる措置に出でしか、其理由、及それより生ぜし結果如何……………一八六

第七章 尹拯をして、いよ／＼宋時烈に絶たしめし、隱密の動機はいかなる處に潜伏せしか……………一九六

第八章 何故に宋時烈は、上京の間もなく、田里に退還せしか……………二一四

韓 國 政 争 志

幣 原 坦 著

第 一 編 概 論

韓人今日の状態を了解せむと欲せば、其原因を過去の歴史に尋ねざる可からず。而して其史實の根蒂たり痼疾たる所のものは、黨争に外ならずと斷言して可也。然るに此國の黨争は、陰險にして秘密を尊び、外觀は春風面を吹くが如くにして、乍にして骨を斬り屍に鞭つの慘禍を演出す。書に見説に聞く所の事、動もすれば其眞髓を穿つ能はず。偶之に關する記録あるも、大禍を醸さむことを恐れて多くは人に示

さず。名門舊家に就きて諮問を試むるも、妥當の答辯を得る能はざる也。韓人云ふ人に問ふに所屬の黨派を以てするは争端を挑發するの意住址及其朋友を問ふべしこれ住址は概れ所屬の黨派を表明し朋友の如何は宜な益之を證明するも問ふなればなりと韓人が黨派の事を言ふに憚る大抵此類也 宜なる哉、泰西人の炯眼を以てして、猶未だ之を研究せる者あるを見ざるや。

抑李朝の黨争は、宣祖の初年に分立せる東人西人の争を以て其起原となすこと、從來の定説也。然りと雖、余は更に溯りて、燕山君の時に其濫觴を認め、宣祖の初年に及びては、黨争の状態既に業に歩を進めたるものと推定する者也。而して宣祖八年五七曆五分黨の張本人たる沈義謙西金孝元東は、共に京を出されて外官に補せられたれども、主たる制裁は孝元に加へられ、西人の勢、東人を壓せり。委曲は第二編に陳述すべし 是に於て

韓 國 政 争 志

韓 國 政 争 志

東人は、銳意權力の擴張を圖り、宣祖十一年に至りて、稍盛なるを得たりしかば、西人の大家たる尹氏の一族を陥れ、同十四年には、鄭仁弘儒林より起りて司憲府掌令となり、清論を以て自ら持し、外戚の出たる沈義謙を論劾せり。然るに此時、義謙の同胞たる故の明宗の妃仁順王后已に薨じ、義謙内援の頼る可き者なき際なれば、東人は恣に西人を攻撃し、義謙と事を共にする者を目するに奸黨を以てせしかば、年少の徒亦多く、欵を東人に通じ、東人の勢遂に西人を壓するに至れり。獨り李珥は、當初より兩黨和解の志を抱き、此際西人の爲に辯解する所ありしが、同十六年、東人朴謹元、宋應漑等の爲に反て論斥せられたり。

宣祖二十二年に及び、東人鄭汝立前修叛を謀りて誅せら

韓 國 政 争 志

る。所謂己丑の獄此時西人の大家鄭澈、裁判官となりて獄を治めたり。而して右議政鄭彦信を始とし、東人の名家多く連坐して之に死し、東人の勢稍挫折したりしも、後二年にして、直に之を恢復せり。其故如何とならば、鄭澈の措置中、反對黨に乗ぜらるべき覺懐を生ぜしを以て也。而して此事は、延て南人北人の分争に影響を有せるものなるを以て、暫く茲に留りて、稍詳に其内情を開陳し、以て南北分黨の原因に論及せむ。

汝立の逆謀が発覺したるは、宣祖二十二年十月二日にして。東野群言(卷二)には十月三日となせとも、茲には燃黎記述(卷十)によりて二日既を採る其罪状素より明なれば、一箇月を出でずして磔に處せられたり。十七日然るに此叛逆の謀主と稱せられし吉三峯は、何れの人なりや、詳ならず。翌年に及ぶも、遂に其所在をだに知る能はざりき。是に於て、朝

韓 國 政 争 志

廷命を發して之を搜索せしめたり。三峰と稱して四方より捕送し來る者前後限なし。三峯の人物愈怪むべきに至れり。其人相に關して種々の説ありしことは當時の見聞者にして其衝に當れる李恒福の記己丑獄事に詳なり(白沙集卷十六第三丁左)偶朴文長といへる者あり。三峯は吉姓にあらずして崔姓なりとの説を立つ。楓岩輯話(卷六)には賊黨朴延齡といふ者吉三峯を崔三峯なりと云へり而して梁千頃、姜海等、吉三峯は崔永慶なりと言ひしかば、年の八月、永慶東は遂に拿捕せられたり。然りと雖、之を糺問するに及びて、證據不十分なりしを以て、一旦放免せられしが、司憲府の啓によりて再獄に下り、肺を病みて牢中に死せり。是を九月八日の事となす。

崔永慶が叛逆の謀主たりしことは、事實無根の説と判定せざるを得ず。彼が平生の行爲より觀るもかゝる惡人にあらざりしを知るべし(野説輯卷四參看)是に於て、東人

韓 國 政 争 志

は永慶を殺すの咎を鄭澈に歸し、松江行錄第十卷八丁右參看甚しきは永慶を吉三峯となすの説は、澈の指嗾に係るとなし、燃梨述卷十宣祖二十四年九月台啓文參着の遂に澈が其黨をして吉三峯の飛語を捏造せしめ、之を國中に流傳して、以て疑獄を起せるなりと推斷するに至り。同二十七年十一月司啓參看然れども、澈は其實故らに、永慶を罪するの意なきのみならず、反て之を救ふに意ありしこと、見聞者李恒福の明言せる所にして、白沙集卷十六第丁左參着又宋時烈の撰せし鄭澈の碑銘人物考卷五十五丁右松江行錄第十一丁右及等に徴しても明也。然るに東人は、毫も澈に同情を寄せず、揣摩百端、以て之を攻撃せるは、其動機皆黨争より出でざるはなき也。而して鄭澈が信を宣祖に失して、遂に相位を退かざる可からざるに至りし所以のもの更に一あり。

韓 國 政 争 志

宣祖二十四年七月、澈は繼嗣を定むるの議を王に獻じ、端なくも王の怒を招けり。今其事情を推究するに、當時澈は、新に左議政に任ぜられたりしが、領議政は李山海、右議政は柳成龍にして、共に東人たり。是を以て、表面は何等の風波なきも、其實、山海は澈に快からざりき。時に宣祖の妃は子なく、而も側室に王子多かりしかば、早く儲を立つるの要起れり。而して朝臣の議は、常に恭嬪金氏の出なる光海君に歸せしが、王の意は寧ろ仁嬪金氏の出なる信城君にありき。一日領議政及左右議政は、將に宮中に相會して、建儲の議を上らむとす。上るの前二日、山海、仁嬪の兄金公諒に謂て曰く、鄭澈將に光海を立て、世子となし、仁嬪を除かむと欲す。仁嬪害を被らば、禍必汝に及ばむと。公諒懼れて之を仁嬪に告ぐ。仁嬪泣

韓 國 政 争 志

て王に訴ふ。王未だ之を信ぜず。既にして、經筵に於て澈が建儲の議を上るに及び、此時山海腹痛と稱して來會せず王大に怒て澈の職を解きしこと、鄭澈の年譜、李星齡の日月錄、並に燃藜述卷十に引用せる所權尙夏の江上問答、青野護輯卷四に引用せる所並に李長演の朝野輯要、尾附錄卷六末に引用せる所に明記せるのみならず、松江行錄、丁第二十に於て、金長生も亦「松江鄭澈の號之敗專由於建儲矣」と公言せり。是に由て之を觀れば、西人澈は、遂に東人山海の計に陥りしこと疑ふ可からざる也。

鄭澈已に相を罷む。西曆一五九一是れ西人の勢を失ひたる也。是に於て東人は、汝立の獄に一頓挫を見しに係らず、勢は舊に復して亦熾なりし所以を知る可し。然りと雖、盛なる勢力は反て支離滅裂の端を開けり。實に南人北人の分派は、此間に顯著なるに至りし也。

韓 國 政 争 志

燃藜記述卷十、東西南北論、分の條、野頭に荷潭錄を引て、南北分派の原因を叙して云ふ、當時宣祖十四年臺諫は鄭澈の罪を論じ、李山海亦其論を主とす。弘文館も將に劄を上らむとす。副學金暉、乃ち司成成均禹性傳の家に往きて之を議す。性傳不可となして暉を還さず。大諫洪汝諄、性傳を劾して其職を削れり。是に於て南北の論始めて岐れ、澈を罪するに急なる者は之を北人と云ひ、緩なる者は之を南人と云ふと。此記録の著者金時讓は、宣祖十四年を以て生れたる人なれば、此事蹟は、其十一歳の時の見聞に係り、大なる誤傳なきが如しと雖、之を四十四歳の壯年に目撃して、儒名一代に高かりし金長生の記事に比せば、前者の價值後者に及ばざるものある可し。而して長生は云ふ、松江行錄、丁右、第十三洪汝諄、宣祖の旨を受けて鄭澈を罪せむと

韓 國 政 争 志

し、往て禹性傳に議せむとせしも。性傳諱で會見せず。乃ち去て金晬に談ぜしに、晬は大臣の京外に出されたるを以て已に過重の處置とし、更に之を罪するの議に同意せざりしかば、汝諄其旨を王に奏して、晬を外官に補し、やがて性傳も亦罪を被れりと。余は長生の記事を以て、時讓の記事を補正するを可と思惟す。然れども、大體に於て、澈を攻撃するに急なる者と緩なる者とありて、山海、汝諄等の一派と、晬、性傳等の一派と背離せしことは、事實たりしに相違なき也。

余は已に鄭澈攻撃の緩急が、南北分派の争點たりしことを信じて疑はず。然れば則ち、全く金時讓の説に従ひて、是を以て南北分派の原因たることを承認する乎。否々。此説を以てすれば、何故に南北の名目が起りしかの疑問を解決する

韓 國 政 争 志

能はず。而して余は、此以前に已に南北の名稱起りて、東人中に争を醸しつゝありしことを斷言するに憚らず。其證は、鄭汝立の疑獄中に發見せられたる白惟讓が汝立に通ずるの書に東野粹言卷二李選の條下參看明に南北の語ありしを以ても知る可ければ也。惟讓は宣祖の下間に答へて是れ朝臣間の論議の異同なりと明言し更に其人名を問はるゝに及びて尹先實、禹性傳、李誠中は南人にして金應南、趙仁浚、及惟讓自ら北人なりと答へたり此中荷潭録等に見えたる人名は禹性傳一人なれども其南人たる點に於ては符節を合する如し依て余は、自己丑逆變以來兩邊分朋と云へる李德馨の説漢陰先生文稿附錄

卷二第五十四丁左をも、反駁せざるを得ざる也。

余は是に於て、更に南北分派の淵源につきて精究する所なかる可からず。而して之に關して、二箇の批判を要する事實あるを見る。

(一) 燃藜述卷十東四南北の條中頃に混定録を引て云ふ、初め柳成龍、李

韓 國 政 争 志

潑と隙あり。成龍に與せる者は、金誠一、李誠中、李德馨等に
 て、李潑に與せる者は鄭汝立、崔永慶、鄭仁弘等なりしが、其争
 端未だ見はれざるもの五六年にして、汝立の獄起れり。而し
 て成龍は、經筵の席に於て宣祖に答へて曰く、李敬中は汝立
 に對して已に先見の明ありしが、其時の臺諫鄭仁弘は、反て
 敬中を駁せりと。宣祖乃ち仁弘の爵を削れり。是より仁弘は、
 永く成龍と讐を結び、始めて南北の分派あるに至れりと。
 (二) 燃藜述前項の記事より後一枚に又檜山雜記を引て云ふ、初め禹性傳
 登第して盛名あり。其父彥認、咸從縣の令となる。性傳其許に
 往來して、情を平壤の妓に留む。父病みて歸るに及び、監司其
 妓を性傳の家に送れり。已にして性傳喪に遭ひ、一時の名士
 皆會せしが、妓の其家にあるを見て、李潑は性傳を攻撃する

韓 國 政 争 志

こと甚力む。然れども、事情を知る者は反て性傳に同情を寄
 せたり。此時潑の家は北岳の下にありしを以て、潑の黨を北
 人と云ひ、性傳の家は南山の下にありしを以て、之を救ふ者
 を南人と云へりと。

今此二記事につきて攷査するに、混定録の著者は安邦俊
 にして成運(牛邊)の門人、已丑の獄事を其十七歳の時に目撃し墓碑銘に
 依りて計算すば、檜山雜記の著者は丁煥にして趙光祖(諱)の門人、此記事は其老年八七
 十歳の見聞にかゝれるもの也。觀察の鋭鈍はとに角もあれ、
 等しく之れ自家の見聞にして、時代を隔て、揣摩臆測せし
 ものと撰を異にせるが故に、憑據とする所は素よりこれあ
 りしならむ。實に汝立の疑獄に、鄭澈の後を承けて裁判官と
 なりし柳成龍が、李潑の老母稚子の拷問に遇ひて死するを

韓 國 政 争 志

も顧みざりしより考ふれば、柳李兩人の隙ありしは信ずべく、又李星齡の記録（漢言卷五、黨の部、参看）を以てすれば、禹性傳と李潑との角立せることを確むべし。然りと雖、混定録の記事によれば、何故に南北の名目を生ぜしかを詳にすること能はず。而して檜山雜記の記事は、事實餘りに薄弱にして、分争の眞個の原因たりとは信じ難し。必竟其何れにしても、窮したる説明と云はざるを得ず。而して余は、當時の眞相を判断するの證據物件として、當事者たる柳成龍の言中より、最有力なる材料を検出するを得たり。

成龍後日、相位を退きて安東にあるの時、韓嶠（嶠、知）に語れる實歴談によれば、（松江行録、十四丁）南北分派の原因は最明亮にして、混定録又は檜山雜記の説明の如く、窮屈なるものにあらず。即

韓 國 政 争 志

ち、東人の勢稍西人を凌げるに乗じて李潑、金應南、鄭仁弘等一派は、極力西人を攻撃して之を罪せむことを謀りしが、成龍は多く人を傷くるを欲せずして之に反対し、禹性傳亦成龍に與し、潑等と説を異にせり。（是案より汝立の獄以前の事也）而して性傳の家は南にあり、潑の家は北にあるが故に、自ら東人中に南北の分派を生ぜしなりと云へり。是れ最妥當の言たるのみならず、李星齡の記録とも符節を合するが如し。依て余は此言を採用し、混定録、檜山雜記、並に荷潭録等の記事は、皆只其當時に於ける南北分争の一面を觀たる説に過ぎずと斷定す。余は已に、從來世に明ならざる南北分派の原因を考定して、汝立の獄事（西曆一八八九）以前に其端緒を開けるものにして、全く東西排擠の餘波なりとの結論を得たり。是にして明なる

以上は、李重煥の説志八城揮里又は李敏輔の説辛壬提嬰補編卷上の如く、宣祖三十一年、李山海の子慶全が吏曹詮郎たらむとせるを、鄭經世が遮りたる結果、山海は經世の師成龍を疑ひ、其黨を指嗾して之を攻撃し、茲に始めて南北の分派を生ぜりとする説も成龍の家は嶺南にあるが故に南人となり山海の家は嶺北にあるが故に北人となり亦只南北分争の一局面を見たるのみと論定して可也。

以上余は、南北分派の起原につきて、餘り多くの紙面を填充せるを謝す。然りと雖、南人北人の分派は、今日猶存せるのみならず、後に余が更に編を改めて縷述する所には入らざるが故に、茲に併せて世に明ならざるものを闡明するのみ。さて汝立の獄事より後二年を隔て、宣祖の二十五年には、豊太閤征韓の役起り、五月三日、京城は已に日軍に占領せられ、

韓 國 政 争 志

韓 國 政 争 志

王は難を避けて、開城より義州に遁れたり。而して其開城にあるの日、此時王の一行に加はりし柳成龍の記録に五月一日の夕なり金公諒は劾せられ、李山海も亦國を誤る者と論せられて、領議政の官を罷められ、柳成龍代りて其倚子を襲ひ、鄭澈復召還せられたるを見れば、東人の、溫和派南勢を得たると同時に、西人との近接を來し、ものと云はざるを得ず。宜なる哉、此戰亂の間は、諸黨人共に朝に立ち、西人の會て斥けられし者も能く節に死し、所謂外患起て内憂止むの實を現したるや。

然れども、此現象は素より一時の事のみ。宣祖三十一年年改日軍半島を退くに及びては、再舊態に復ししのみならず、九月、北人李爾瞻は柳成龍を劾し、翌十月、成龍遂に領議政を遞し、西人も亦志を得ること能はず。北人の勢は能く他黨を

歴し、宣祖三十四年の頃に至りて益甚しく、殊に西人にして事を言ふ者は、盡く貶黜せられたり。然るに、勢の在る所は争の存する所也。宣祖三十二年、西曆一九〇一年洪汝諄大司憲たらむとするの時、正郎南以恭等は、等しく北人たるの身の以て、汝諄の人物を貪縦なりとして其任官を遮り、玆に小争の端緒新に開けて、汝諄派を大北と云ひ、以恭派を小北と云ふに至りしが、此大小兩北の反目は、歲月を経るに従ひて益甚しくなりき。是を以て、宣祖の四十年、王の繼妃仁穆大妃、永昌大君を生み、宣祖位を之に譲らむとするの内意あるや、嗣光海君は庶出なりき小北派たる柳永慶は、窃に王の意を窺ひ、百官を率ゐて嫡子誕生の賀を陳したりしが、大北派たる鄭仁弘は、疏を上りて、永慶の所爲を以て東宮を危くするものなりと論劾せり。宣祖怒

り、反て仁弘を竄せしのみならず、之を指嗾したるの廉を以て、李爾瞻等をも竄せり。然るに宣祖は、其翌年二月を以て薨じ、光海君位に昇りしかば、仁弘配竄の途より京に歸り、永慶は貶謫せられて自殺し、死後更に爾瞻等の爲に罪を論ぜられ、墓を發きて屍を斬られ、仁弘等は勳功を録せられて、大北専權の世となれり。

大小兩北の争は是に止まらず、光海君五年、國舅故の宣祖の繼妃仁穆大

妃の金悌男、永昌大君仁穆大妃の嫡子を挟み、逆を謀れりとして殺され、

仁穆大妃亦禁錮せらるゝに當り、大北派は、大妃を貶して光海君の母位たるを廢せむとし、小北派は之に反對せしが、時これ大北派の勢を得たる際なれば、小北派遂に志を得ずして、大妃は光海君十年を以て廢せられたり。永昌大君は己に光海君六年に殺さる年僅に八歳

韓 國 政 争 志

斯の如く、大小兩北の争甚きを加ふるに當り、稍寛緩の論を
 取りて、兩者の何れにも從はざる者は、鄭柳夢別に中北、又は
 緩北と稱せられ、其他又骨北、肉北、清北、濁北等の名あり。何れ
 も此頃、北人中に於ける蝸牛頭上の争を表白せるものに外
 ならざる也。宣祖三十三年(西曆一六〇〇)李山海議政となり、洪汝諱兵曹判書とな
 り、互に權を争ふ(共に大北)時、人李派を肉北と云ひ、洪派を骨北と云ふ
 同三十五年より宣祖薨去まで七年間は、柳永慶政を執りしが、其將に敗れむとするに
 及び、西曆一六〇八、南以恭等之と角立す(共に小北)時、人南派を清北と云ひ、柳派を濁北
 と云ひし也。北人は是に於て分派するこ
 と七(大、中、小、骨、肉、清、濁)これを七北と云ふ

光海君位に在ること十五年にして廢せられ、仁祖位に即
 くに及び、四曆三仁穆大妃の位を復し、大北派たる李爾瞻、鄭仁
 弘以下を誅し、大勢茲に一變して、從來沈淪せし西人は、立て
 國命を執るに至れり。是に於て、大北派全く滅して、其迹を留
 めず。唯南人李元翼は、再召されて、樞機に與りしかば、南人亦

韓 國 政 争 志

西人に次で勢を得たり。かの小北、特に中北の黨與の如き
 至りては、自ら立つこと能はずして、多くは西南兩黨に附隨
 し、漸く其身を保つに過ぎざりき。

余は是まで、東人の分派につきて多くを云へり。然れども
 西人の分派につきては、一も語る所あらざりき。是れ東人の
 分派は、後世に影響を有せるものあるに反し、西人の分派は
 大に注意すべきものなれば也。決して分派の事なしとし
 て然りしにあらざる也。現に、朴世采の記録によれば、宣祖二
 十二年には、湖西、漢西の目あり。朝野會通卷六、宣祖三十二年の條及、然
 梨述卷十四、東西南北論分の條、參看崔
 鳴吉の記録によれば、同三十四年には、尹西、申西、仁祖即位の
 初には、清西、功西、及同七年には、老西、少西等の目ありしを、知
 るべき也。前同書並に、兼言卷
 五、黨禍の條、參看然りと雖、何れも忽にして消滅し、亦

縷々陳辯するの價值を有せず。而も幾もなくして、遂に老論少論の分黨を來したるは、最重大事件に屬するが故に、別に編を立て、之を詳述する所以也。

韓 國 政 争 志

西人は、仁祖の即位と共に政權を取りてより以來、延て孝宗顯宗の代に及び。殊に宋時烈の如き大家其間に起り、蔚然として群小を凌駕したりき、時烈が宋浚吉と共に、山林より拔擢せられたるは、仁祖薨去の年即ち孝宗の年にありて、孝宗の信任頗厚く、王の宿志たりし讐を清國に復するの密計も、時烈實に其帷幕に参したり。而して南人は、學者策士なきにあらずるも、孝宗一代は志を得る能はず、機を見て西人を斥けむとせること一日にあらざりき。是を以て孝宗薨じ、繼母莊烈王后即ち慈大妃喪服一年の制によると定まるや、王后は已に仁祖の嫡子昭顯世子孝宗の

韓 國 政 争 志

の兄にして天せし人の爲に三年の喪に服せり南人は立て其誤禮を論じ、早く時烈を罪せむとせり。然りと雖、時機未だ熟せずして、南人其志を達する能はず。顯宗一代も、亦西人の世たるを失はざりし也。

然るに肅宗の代に入るに及び、西曆一六七四形勢一變して、南人の運動效を奏し、時烈も遂に貶謫せられ、許積、領相の倚子に就き、南人代りて權を執れり。是に於て、南人の急激なる者右議政許穆の如は、勢に乗じて、西人の領袖たる時烈を極罪に處せむとし、領議政許積等が、稍溫和説を取れる見て角立し、所謂清南、濁南の分派を生ぜり。時烈を罪するに急なるを清南と云ふ然りと雖、許穆等も未だ時烈を殺すの目的を達せず、許積等も久しく其倚子に安んずる能はずして、南人再大敗を招くこと茲に起れり。他ならず、肅宗六年、西曆一六八〇許堅穆子のの凶謀は、西人金錫胄、金萬基

韓 國 政 争 志

等によりて告發せられ、濁南の徒は多く其獄に死し、南人の勢は衰へ、西人をして之に代らしむるの新局面を開きたる上に、越て一年、肅宗八年金錫胄及金益勳等は、更に許璽、許瑛の隱謀を告發し、委曲は別に開陳すべし西人の威權復敵すべからざるに至れり。然るに西人は、此際已に一大分派の形を成し、肅宗十年、西曆一四六八に及びては、遂に永く相和すべからざるの二大黨派となれり。老論少論即ち是也。

少論は南人に近接せるものたるのみならず、寧ろ南人の復起を豫想せるもの也。而して南人は、前年の獄事に至大の打撃を受けしに係はらず、久しからずして、果して其勢を恢復し、嘗て左議政たりし權大運、並に閔黯等、復た事を用ふるの時勢となれり。而して王の寵幸を蒙れる張氏張氏は王子を

韓 國 政 争 志

生めり。肅宗十四年十月之を後の景宗となす。是に於て、直に冊して元子と爲したりしが、時烈は上疏して其早きに失するを陳し、王の怒に觸れて遂に死を賜ひ、同十五年六月西人は或は殺され、或は斥けられ、仁顯大妃、肅宗の繼妃閔氏も此年を以て廢せられ、禧嬪張氏は、陞せられて中宮となれり。朴泰輔少論等の諫死したるは實に之が爲也。

然りと雖、之より五年の後、肅宗二十六年四月肅宗薨然其過を悔み、仁顯大妃の位を復して、再張氏を斥け、閔黯等を殺して南人を逐ひ、少論の領袖南九萬は領議政となり、老論派亦青雲に登る者鮮きにあらざるも、主たる政權は少論派の掌握する所となり、南人を排撃するに緩なりしかは、老論派之に嫌焉たらざりき。偶禧嬪張氏の弟に、張希載と云へる者あり、曩に

韓 國 政 争 志

仁顯大妃の廢せられて私第にありし時、已に諺文の密書を禱嬪に通し、不穩の語を交へたるのみならず、肅宗二十七年ハ大妃の薨ずるや、希載等呪咀の事發はれて誅せられ、善堂の西方に殿け巫を室に就して祈禱せしめたり南九萬も亦、希載を寛恕せし罪によりて貶黜せられ、老論をして勢を得しめたり。斯の如くにして、老少二派の争は止む時なく、特に少論の領袖尹拯の行爲後詳陳の是非につき、當時最議論の存せし所とす。肅宗四十二年四層一に至り、王は專老論を用ひ、尹拯父子の官爵を追奪し、肅宗四十死年に金昌集論老領議政となりたりしが、少論派亦之に對立して、相讓らざること數年に及べり。

肅宗在位四十六年にして薨じ、景宗肅宗の第一子にして其後を承けて位に即くや、非常なる老少の争は起れり。もと景宗は

韓 國 政 争 志

疾ありて嗣を得るの望なかりしかば、大臣金昌集、李願命、李健命、趙泰采等、王の旨を奉じて國本を定めむと謀り、故肅宗の第四子淑嬪崔氏の出を立て、世弟となしたりしが、少論派の柳鳳輝等、上疏して大に之を非とし、世弟が國務を代理するに及び、金一鏡等、亦昌集以下の罪を論じ、宦者朴尙儉をして、陰に世弟を除かしめむことを謀りて行はれず。乃ち陸虎龍をして變を上らしめ、老論派叛を謀ると告げ、遂に昌集以下の四大臣を殺したるのみならず、京釜鐵道京仁線露梁津停車場の前なる此期庭碑に亦一網打盡の大打撃を老論に加へたり。是れ所謂壬寅士禍、又は辛壬禍亂とて、黨争中の最悲惨なるものと稱せらるゝ所にして、其委曲は、李聞政の隨聞錄三冊及純祖の代になりし辛壬紀年提要七冊等寫本の、正確にして而も興味ある記

韓 國 政 争 志

録に譲らざる可からざる也。
 是より少論派勢を恢復し、虎龍は勳を録せられ、一鏡の黨は朝に充ち、南人亦稍之と氣脈を通ぜり。既にして、景宗位に在ること四年にして薨じたりしが、少論派の反目も、遂に世弟の即位を否む能はず。茲に英祖の代に入るに及び四層二一七三五鏡、虎龍等、遂に罪に坐して誅せられ、老論復用ひられて政權を執れり。

是に於て、老論派の領袖、鄭澔、閔鎮遠等は、鳳輝以下の反對派を誅せむと請ひ、一鏡の餘黨、及南人の志を得ざる者は、種々の流言を傳へて老論を中傷せり。三年七月、朝議日に激して、和平を失するを以て、英祖は又黜陟を行ひ、老論を斥けて少論を用ひたり。其進退の定まらざる、宛として走馬燈の如

韓 國 政 争 志

く、當時趙顯命の上りし疏中、「臣竊以爲、殿下於此初、未曾有鑑衡之平、而但以一時之喜怒、從事焉耳」と曰へるは、實に穿てる言と謂ふ可き也。國朝實錄卷五十八第十七丁左參看

然るに翌四年三月に至りて、一鏡、虎龍の殘黨一鏡の子寧海、虎龍の兄時龍、及朴

爾顯、朴爾夢、沈維賢、并に諸の志を失へる者は、李麟佐、鄭希良他書に希亮とあるも、茲には國朝實錄によれりを以て元帥

となし、檄を傳へて兵を擧げ、李思晟平安兵使は平安道より、金重

器總戎、南泰徵別將は中央より、内外相應じて京を犯さむと

謀れり。崔奎瑞少監時に龍仁にあり。之を聞きて大に驚き、馳せ

歸りて變を告ぐ。既にして麟佐、清州城に入り、兵使李鳳祥等

を殺し、部下を召聚して、勢稍猖獗なりしが、幸にも吳命恒が、

都巡撫使として之を討つに及び、麟佐等捕へられて、事平ぐ

を得たりしも、委曲は宋寅明等が王命によりて編此變は、少論にとり

韓 國 政 争 志

ては、實に獅子心中の虫たりし也。加之、年の十一月、孝章世子道寧して眞宗と諡す薨じたるを機として、少論派の李楫等は、南人鄭道隆等と共に、宗室垓圻從孫のを推戴せむことを謀りて事覺はれ、同六年三月を以て誅せられたれば、少論派は此際、常に禍を蕭牆の間に生じたりき。

然りと雖、老論派は大に起りて、全く少論派を壓倒するの時勢にもあらず。少論趙泰考等の爵は削奪せられ、壬寅士禍の老論四忠臣は雪冤せられたるの順境に満足し、相交りて朝に立つこと十餘年、英祖の三十一年に至りて、復少論の叛を謀る者起れり。年の二月、羅州の客舎に於て、書を掛くる者あり。而して其書中、「奸臣滿朝、民陷塗炭、將舉兵」等の語ありしかば、監司趙雲達、之を偵察して、尹志少及他其疑ふべき者を

韓 國 政 争 志

得て馳せ啓するにあひ、盡く捕へられて誅に伏し、關聯する所亦頗多かりき。斯の如くなれば、少論の朝に立つ者、全く自黨を辯護すること能はず。其行動一時老論と近接せり。而も決して一致するに至らず。是時に當りて、老少二黨の外に、南人、及小北は消滅せしにあらず。何れも主たる權勢者たる能はずして、老少二黨の驥尾に附したるも、而も其命脈は、猶依然として現存せりし也。是を以て世に四色と言ふは、即ち老少南北を目して、之を稱するに外ならざる也。老論中一時湖略の二派及時時略の二派に分れたる事ありと云ふも特に記する程の事にあらず但湖略は英祖四十九年十月(大東紀年卷五第十七丁左參看)時時略はそれより少し後に分れたるもの也

此四色は、英祖の後亦稍消長あり。正祖の如きは、銳意調和を務めたるも、決して其弊を掃蕩する能はず。元來主義を以て相立つの公黨にあらずして、利害を以て相排擠するの私

韓 國 政 争 志

争なるが故に、陰險慘憎婚姻を通ぜず、住址を異にし、老論派は多く京城の北署少論派は多く南署に住し南北兩派其間に利祿權勢の争奪遂に絶ゆるなき也。先年大院君不世立の豪邁を以て、全國の書院を毀ち、滿廷の黨争を一掃せむと試み、稍效驗ありしも、斯人世を去りて志を繼ぐ人なく、今日猶官界の裏面に於て、其争聲を耳にすること鮮きにあらざる也。明治三十五年正月十一日韓人發行の皇城新聞報に次の記事あり曰く、近日官界の紛議を聞くに數年以來四色中初仕の者老論八百人少論五百人南人小北合計七百人と假量し都監の監造官に於て八品より六品に陞叙せらるる者二行はると云ふと。唯夫れ近年、外國との關係、年々其繁を加へ來れるが故に、力を内争に專にすること能はず、隨て黨派の反目、復昔日の如くならざるも、而も大官は主として老論派の占有に歸し、少論派は多く武官に出仕す。他は亦之比肩すること難きの觀なき能はざる也。

韓 國 政 争 志

第二編 東西分争論

第一章 東人西人の分争は、李朝黨争の濫觴

なりや。若し其以前に黨争の漸ありとすれば、東西分黨に對せる關係の有無如何。

李朝の黨争は、東人西人の軋轢より起れりとなすこと、普通の説なりと雖、其以前に溯りて推究すれば、早くより黨争の漸ありしを知るべきこと、第一編に一言せる所の如し。半島一流の鴻儒李滉退溪は、宣祖の二年三月、王の間に答へて、朝鮮士林の禍は、燕山君の戊午甲子に起ることを言へり。余は此士禍起原の調査を以て、黨争有無の事實を確むるの好機と思惟す。朴泰輔は、其日記定齋日記寫本一冊の卷末に於て、癸酉士禍、丙

子士禍の目を載せたり。癸酉丙子は、戊午甲子を去ること凡四十年以前たり。されども、癸酉丙子の事件は、誠に單簡にして、後世の士禍とは趣を異にせり。故に同書、丙子士禍六臣諸賢の條下に註して、これ歷代士禍の類にあらざるも、假りに丙子士禍と稱して、こゝに録せることを辯したるは、妥當の言也。

韓 國 政 争 志

然るに、燕山君戊午事變の點檢は、讐怨相報ずる黨争の濫觴を吾人に認知せしむ。余は茲に事實を明白ならしめむが爲に、之を目して儒派非儒派の分争と名づく。

第一。儒派と非儒派との分争。

今事實の眼目を一言して之を證明すべし。戊午事變燕山君四年我明曆七年西曆一四九八は、二箇の排擠的復讐の相錯合して起りたるもの也。

韓 國 政 争 志

(一)柳子光對金宗直(三)李克墩對金駟孫、即ちこれ也。

(一)柳子光はもと柳規の妾の子、此國に於ける習慣的制裁上、顯要の官職に登る能はざる筈也。然るに巧に世祖の眷顧を得、世祖の信せる名儒、金宗直粘傳の門に出入し、睿宗の初、南怡隱謀ありと密告して、武靈君に封ぜらる。宗直心之を卑しめり。偶宗直の咸陽郡守たるとき、壁上子光の詩を掲げたるを見て、之を撤去せしむるに及び、子光憤怨措く能はず、而も隱忍して燕山君の時に至れり。君の四年、宗直己に死して六年を経たるにも係らず、嘗て彼の筆に成りし「弔義帝文」は、これ項羽の故事を以て世祖を譏るものなりとし、其疑似の點六條を列舉して、都承旨慎守勤に耳語し、七月二十二日、遂に名儒の屍を斬るの慘絶なる復讐をなせり。(二)李克墩は、も

と全羅の監司成宗の薨せしとき我明應二年西曆一四九四年香を京師に進めざるのみならず、妓と戯るの醜行あり。時の儒家金駟孫史官となり、克墩の事を記して憚らず、又世祖築立に關する記事史を史に載す。克墩大に怒り、後史局堂上官長となるに及びて讎を復せり。

右二種の事實を通觀するに、一方に於ける金駟孫は、金宗直高門の弟子にして、他方に於ける柳子光は、固く李克墩と相結托し、依て駟孫の所爲を以て、宗直の教へしものなりと誣ひたるなれば、黨比の證迹顯然たり。而して燕山君は、學を好まずして柳李の説に聽きしかば、此衝突の結果は、全く儒派の敗に歸し、宗直の門人は、擧げて慘禍を蒙れり。

以上は戊午事變の内情の眼目也。儒派と非儒派との衝突

志 争 政 國 韓

志 争 政 國 韓

は、其源を是に發して、流れて燕山君甲子の士禍となり、更に中宗己卯の士禍を致せり。甲子事變燕山君十年我永正元年西曆一五〇四年は、其主旨云ふ迄もなく、燕山君が、其母尹氏成宗の妃の廢せられて死を賜ひしを憤り、當時議に與りし者を虐殺するにありしなれども、又一方に於ては、領議政慎守勤等が、金宗直門下の名聲、猶一時に震へるを惡み、怨を含んで逆を謀ると誣ひ、以て之を誅殺せしめしなることは、九月二十九日附の燕山君の教書に徴するも明か也。曰く、戊午之黨、負才交結、非議朝事、例同亂臣、并加罪と今かの李朝一流の碩學にして、而も十七歳にして戊午の士禍を目撃し、二十三歳にして甲子の士禍に遭遇したる趙光祖靜の言に聽かば、更に確實なる憑據を得べし。而して彼は、中宗十二年二月に上りし啓文に於て、燕山朝の士禍につきて公言して云ふ、成宗

韓 國 政 争 志

の初年、士林を培養し、賢を好み諫を納る。是に於て、諸臣言を盡して諱まざりしが、從來權威ある者、之に對して憤恚措かず。乃ち燕山君の朝に至り、其私怨を逞くして、一網打盡の謀に出でたりと。靜菴集本集卷三第十四丁左余が燕山朝の士禍に於て黨争の端緒を見るの査定は、此日撃者の言によりて一層の確實を來たせり。

彼は又、當時の士人が、其身を保全するに急にして、直言國の爲にするの風なきを慨し、これ燕山朝士禍の影響なりと論斷せり。而して彼自らは、やがて其所信の犠牲となりて、奸人の纒誣に誤られたり。これ中宗己卯の士禍中宗十四年我永正十六年四月一五の依て起る所也。蓋し彼は、金宗直の高弟金宏弼寒暄の門人を以て、中宗に信任せられ、慨然時弊を一掃せむと欲し、賢

韓 國 政 争 志

良の科を設け、郷約の法を行ひ、改良の績頗觀るべきものあり。若し此狀況にして永續せむには、慥に儒派の勝利として、積年の鬱を散するに足りしならむ。故に新進の儒派も、勢に乗じて事を爲すに急なりしは疑ふ可からず。燃藜述の編者も、同書卷七下、己卯禍源の條に、黨籍補を引て之を明言せり。曰く新進諸賢勇於政爲不能無過激爲速之庶とその反動として、南袞、沈貞等は、隙を伺ひて種々の流言を放ち、洪景舟の如きは、諸嬪をして禁中に流言せしめ、或は趙光祖王たらむとすと云ひ、或は人心盡く之に歸すと云はしめたり。而して彼等が最成功せし奇計は、即ち禁苑の樹葉に虫をして剥食せしめ、「走肖爲王」の字を現し、ことなりとは、總ての史書に記せる所にして、國情亦此奇を演じ難しとせざる也。而して此計が、いか程までに效を奏せ

しかは、當時王の下せる諺文の密旨を二讀せば、思半に過ぐるものあらむ。此密旨に於て中宗は全く、走官の術中に墜つと然れば則ち、光祖等の儒派は、盡く遠竄貶黜せられ、光祖は其謫所に於て死を賜ふに至れるも怪むに足らざる也。

儒派は斯の如く、屢失敗に終れり。然りと雖、當時の士類は、光祖を救はむとして、闕門に號哭し、弘文館校理梁彭孫學圃先生遺集卷上第十八丁並に第十九丁の右及左は「救靜菴先生疏」を上り、共に黜けらるゝも毫も之を意とせず、に至るまで、終始其傍を去らざりしが如き真心の徒多かりしは、儒派が猶其勢を維持せしを知る可し。

以上の事實によりて、黨争の端緒は、已に燕山君戊午の士禍に發し、延て中宗の時に及べることを證明せりと信ず。然

志 争 政 國 韓

りと雖、此儒派と非儒者との分争は、東西分黨を去ること甚だ遠く、未だ之に影響を與へたる痕迹なし。依て更に其後に於ける黨争の穿鑿に移る可し。

第二。外戚の分争。

余は中宗己卯の士禍以後、争點一轉して、外戚の分争となりしことを認む。中宗第一の妃、端敬王后は嗣なく、繼妃章敬王后は仁宗を生み、其次の妃文定王后は明宗を生めり。而して章敬王后の弟に尹任と云へる者あり。文定王后の弟に尹元衡と云へる者ありき。此二人は、心事共に善からず、互に政權を專にせむと欲せり。中宗の末年、金安老の事を用ふるや、尹任、東宮宗仁を保護するを以て名とし、安老と結托して其勢を張らむと欲し、奏して尹元衡及其兄元老を外に出せり。而

志 争 政 國 韓

韓 國 政 争 志

して元衡亦之に屈せず、加之、一時躁進の輩の之に附隨するありしが故に、漸く尹任と角立して、遂に大尹小尹の目あるに至れり。尹任を大尹とし、元衡を小尹となす金安老敗れて、中宗三十二年に死を賜ふや、尹元衡、前日の復讐として、尹任危謀を抱くと揚言せしかば、文定王后疑懼安んぜず、仁宗百方之を慰釋し、自ら憂慮病を成すに至れること、李長演已に其説あり。朝鮮輯要卷九、仁宗の條

中宗薨じ嘉靖二十三年十一月十五日仁宗位を嗣ぐや、偶尹元衡を擢て、工曹參判となせり。是れ仁宗は、長子たるの故を以て、先づ位に昇りしかば、其弟の母たる文定王后の心を慰めむ爲と知られたり。李廷馨が其著東閣雜記に於て、盖以慰慈殿之心同書卷四と道破せるは、能く穿てるの言也。然りと雖、元衡は未だ志を得る能はざりしのみならず、大司憲宋麟壽等に彈劾せられ

韓 國 政 争 志

て、嘉善大夫の資を奪はれたりしかば、早くも明宗の世になれかしと、心竊に祈れり。否、已に呪咀せりとの風説は、漸く世に行はれたる程なりき。是を以て仁宗在位僅に八ヶ月にして薨じ、嘉靖二十四年七月二十一日明宗即位の順となるや、彼の得意の時代は來れり。燃藜述の編者は、その卷九に、李肇敏の掛一録を引て、此時の事を叙し、小尹の黨揚々自得の色あるを述べ、成服の日嘉靖二十四年七月六日即ち初めて喪服を着くる日伊元衡は忙はしげに百官列立の間を往來せるに、校理丁煥、之を望見して憤罵せることを記せるは、彼が得意の状況と、人心の彼に服せざりし内情を描出し、て餘ありと謂ふ可し。

元衡の勢を得たる所以のもの、茲に猶一あり。即ち仁宗の在位は極めて短日月なりしにも係らず、柳灌一派が、王の知

韓 國 政 争 志

遇に感激して、心を國事に盡し、殊に吏曹判書柳仁淑の如きは、剛直にして名流を援引したりし結果として、其際志を得ざりし者は、靡然として元衡の幕下に集り來れることは是也。是を以て、王母の弟を以て、而も衆を擁せることなれば、事の爲し易き知る可きのみ。果して新王明宗即位の翌月、ハ彼は、大尹の領袖たる尹任、并に柳灌、柳仁淑等を罪するの密旨を賜はり、其二十一日の夜、光化門外の會合にて、成算いよいよ熟し、二十二日拂曉、變を上りて國に大事ありと告げ、茲に忠順堂に於ける上奏となれる也。此上奏は、即ち刑曹判書尹任久しく異志を蓄へ、左相柳灌、吏曹判書柳仁淑の如き、皆亦形迹ありと云ふにありしは、特に辯ずるまでも無し。而して其結果、尹元衡の謀計效を奏し、文定王后は、遂に命じて三人に

韓 國 政 争 志

死を賜ひ、其餘或は誅、或は竄、或は禁錮せらるゝ者甚多く、更に京畿監司金明胤九月一日の密啓により、桂林君瑠成宗の第三子桂城、君の養子にして伊任の甥也、之に關係あるの廉を以て禍に斃れ、翌々丁未の年九月には、副提學鄭彥懇等が、良才驛に於て發見せし壁上の朱書を上るに及び、其文に曰く、女主執政於上、奸臣李芑等弄權、於下國之將亡、可立而待、豈不寒心哉、云々、鳳城君中宗の第八子、照煥、洪氏の出也、等も、遂に禍に斃るゝの止むを得ざるに至れり。斯の如くにして、明宗即位の年より、丁未に至るまで、滿二年の間は、排擠搆陷踵を接し、小尹黨は全く勝を制して、苟も之に好からざる者は、皆配竄殺戮の不幸にあひ、其數無慮百人に垂んとせり。而して元衡及其黨與の者は、李芑、鄭順朋以下、皆功臣として勳を録せられたるに、猶其功を専にせむ爲にや、越て一年、芑及元衡等は、乙巳正難記と名づくるものを

韓 國 政 争 志

上りて、己が功を吹聴するに至れり。而して如上の構陷は、啻に丁未壁書の變を以て終を告げたるに非ず。翌年二月、弘文館博士安名世が、曾て史官となりて、柳灌、柳仁淑、尹任等を褒揚したるは、逆賊を擁護して朝廷を非議せるなりとの李芑等の啓によりて、名世は刑せられ、其同僚は杖流せられたるが如き、尙此餘響は、數年に亘りて小波瀾を捲けり。

余は茲に、一の注意すべき事實を發表せざる可からず。即ち如上の經歷を有せる尹元衡の門より、東西分黨の張本人の一たる金孝元が出てしこと是也。而して張本人の他の一たる沈義謙が、孝元を攻撃するの口實は、即ち之に籍れることを忘る可からざる也。

尹元衡の勢かくの如く熾なるに當りて、突如たる一變化

韓 國 政 争 志

は起れり。もと明宗の妃仁順王后の父は、青陵府院君沈綱にして、其婦弟に李樑と云へる者あり。人と爲り愚にして、儕輩の嘲笑する所となれるにも係らず、遽に明宗の寵を得、小官より急に陞進して、吏曹判書に至れり。是れ蓋し、元衡の驕肆日に甚しきを以て、明宗は之を抑へむが爲に執りし策と知られたり。是に於て、政權は漸く李樑に移り、故の尹元老の子百源の如き、元衡に怨を抱ける者も、亦其門に趨きしを以て、樑の勢頓に盛になりしと同時に、彼は專横を始めた。而して其子廷賓は、性亦愚にして無學なるに、科擧に及第して、吏曹正郎の華職に登り、清論を持して之に従はざりし朴素立正尹斗壽佐は、反て彈劾せられて外に黜けられたり。此時に當りて、果して何人能く樑の跋扈を制せむとするぞ。茲に

一人あり。沈義謙是也。

義謙は鋼の子、李樑に於て甥たり。科擧に及第して威權漸く如はる。樑之を惡み、陰に黨を聚めて、盡く己れに好からざる者を除かむと謀れり。朝野危懼甚し。義謙乃ち、明宗に密啓して内旨を得、時の副提學奇大恒と往來して事を議す。大恒は鋼の族戚にして、もと樑の黨たりしが、義謙の内旨を奉ずるを見るに及び、蹶然之に従ひ、遂に館僚を率ゐて上割し、樑の罪惡を指摘して之を彈劾せり。是に於て樑は江界に謫せられて死し、其黨與は、或は竄せられ、或は罷められ、或は削黜せられて事定まるを得たり。是れ實に明宗の十八年となす。義謙已に此功ありしが故に、當時士流の重んずる所となりしも亦宜ならずや。東西分黨の時に及び、前輩多く義謙に附

韓 國 政 争 志

きし所以は即ち是にある也。

李樑亡びて間もなく、文定王后薨じ、明宗二十一年四月其薨去と共に、時の領相尹元衡の勢力は地に墜ちたり。元衡權を執ること

二十年、頗る士流の怨を買ひしのみならず、其怨府となりしことは、設の八月李瑒の上りし

「輪尹元衡疏に、
せば病焉たり」明宗も亦之を忌み、文定王后の薨去より僅に四

ヶ月にして、元衡は彈劾せられて田里に放還せられ、失職後

三ヶ月にして死せり。仁宗二十一年十一月

以上の糺明によりて、余は中宗以後の外戚分争中に於て、已に東西分黨の潛勢力を發見し得べきを告白せりと信ず。

第二章。李肇敏の書室に於ける金孝元の寢

具の發見は、いかなる價值を分黨上に有せ

韓 國 政 争 志

る乎。

尹元衡の猶領議政たりし時、國舅沈鏞の子たる沈義謙は、已に科擧に及第して舍人となりしかば、元衡の私第に赴くの機会も鮮からざりき。然りと雖、義謙心中元衡に服せるにあらず。而して年少才子金孝元を此家に見出さむとは、彼の豫期せざりし所なりしが如し。

義謙が孝元の元衡の家に在りしを知れることに就きては、種々の憑據あり。(一)金時讓荷潭錄の著者の言によれば、孝元は元衡の女婿安某と學友たり。嘗て安を元衡の家に訪ふ、偶義謙と遇へりと。(二)元衡の妻の女婿李肇敏掛一錄の著者は曰はく、義謙嘗て公事稟咨の爲、元衡の家に來り、讀書の聲琅然たるを聞く。仍て其誰なるかを問ひ、孝元たるを知るに及びて、心悅はずし

愚れ金時讓五十四歳の時の手蹟也。甲戌は仁祖の十二年、即ち我實永十一年(德川家光將軍の時に當る。姓をいはずして宗記と稱せらるばる)の家族に與ふる書なるを以て也。此書簡は政争に關する記事なきも、手蹟の現存して著者の手に在るを珍とし、按に之を挿入す。

て還れりと。(三)李珣の言石潭日記の著者によれば、義謙をして更に驚かしめしこと茲に起れり。或日義謙は例の如く、公事を以て元衡の家に至りしに、李肇敏もと義謙と舊知なるが故に、誘つて其書室に入らしめたり。然るに其書室中、多く寢具ありしかば、義謙何人の寢具なるかを歴問せり。而して肇敏之に答ふるに至りて、其一は即ち孝元の寢具たることを見出せり。孝元時に齡弱冠に満たず、未だ科擧を経ずと雖、夙に文名嘖々たりしに、義謙其元衡の家に宿せるを知るに及び、心之を卑みて曰く、安んぞ文學の士にして、權門無識の子弟と同棲するを爲さむ。彼は決して介士にあらざるなりと。是を兩人嫌隙の端緒とす。此李珣の見聞日記は、一般に信を置かるゝ所なるが故に、燃藜述の編者及青野謾輯の著者李肇敏常窩

雜記の著者李敏等の盡く之を採用せるも敢て不可なきを信ずる也。

余は茲に姑らく筆をとめて、何故に孝元が元衡の家に在りしかを探究す可し。上述の金時讓の説によれば、孝元は元衡の女婿安某と學友たりと云ふも、唯是のみにては、孝元が元衡の家に寄宿せる理由を解明する能はず。而して燃藜述十卷三は、掛一録を引き、元衡は孝元の妻の父と至親なれば、孝元を托せられて子と同接せしむ。孝元年二十に滿たず、未だ思慮あらずして之に従ひしなりと説けり。是を以て稍要領を得たるが如くなれども、更に一步を進めて、孝元の身は誰にして何故に元衡の至親なりしかを究めざる可からず。而して余は、國朝記要東西黨論の條の註に於て、次の事實を

志 争 政 國 韓

志 争 政 國 韓

檢出するを得たり。即ち尹元衡の妾、夫人に陞せられし者は、清溪君鄭允謙の庶女にして、金孝元の妻の父は、允謙の侄、即ち縣監承季原本承季とあれども蓋し傳寫の誤にして承季なるべし也。此闡明によりて、孝元が元衡の家に寄寓せし理由を全然解決し得たり。元衡の妾夫人に陞せる者とは、其名を蘭貞と云ひ、元衡が黜けられて、田里に放還せらるゝ際、彼に隨ひて都城を出で、途にして藥を飲みて自殺したる婦人は是也。かく推究し來れば、孝元は元衡の親戚なれば、貧者が其親戚の大家に寄食する此國の風習上、毫も怪むなき事實と了解せられたり。

此理由にして明亮となれば、孝元は權門に出入して、其身の榮達を謀らむとする考より、元衡の家に寄寓せしにあらざ、又かゝる考を起すの年齢にも達せずして、全く其家の貧

韓 國 政 争 志

なりし故なるを斷言するに憚らざる也。
尋で孝元は科擧に應じ、最優等の成績を以て及第し、才名益盛なるが上に、身を持すること嚴格に、職に當りて忠實也。是に於て、朝士争つて之を推し、就中吳健は、最之を薦むるに務め、遂に其才の大に用ふ可きを見て、銓郎たらしめむとするに至れり。銓郎は即ち吏曹正郎にして、時人の榮職となせる所也。然るに義謙は、國舅の子を以て、而も李樛の跋扈を防ぎし功により、前輩士類の推重する所となりて、頗る勢力ありしが、新進の孝元の銓郎たることを欲せず。金繼輝が、孝元を銓郎たらしめむことを義謙に謀るに及び、義謙は默然として之に答へず。再問にあひて、其元衡の家に客たりしことを陳して之を拒みしは、當時の見聞者李肇敏が、其著掛一録に

韓 國 政 争 志

於て明言せる所也。然樂述卷十三參看而して孝元は、義謙の有力なる反對の結果として、直ちに銓郎に登るの榮を得ず。屬僚に甘んずるの忍耐を、六七年間繼續せざる可からざりき。
此妨害は、孝元をして、義謙に快からざる所あらしめたり。而して孝元は、數年の後、吳健が屢義謙の家に到りて説破せし末に、漸く銓郎となるを得しが、喜びて人材を引き、事に臨みて踟躕する所なかりしかば、後進の士は、皆其有爲の人物たるを見、又以て頼るに足る可きを認知し、靡然として之に趨けり。此時に當りて、孝元嘗て人に語て、義謙の柄用するに足らざる人物たることを洩らし、かば、此事口より口に傳はるに従ひ、針小を棒大ならしめ、義謙を推重する一派は、皆孝元を以て、前日の怨を啣みて之に報むとする小人なり

とし、孝元を推重する一派は、義謙を以て正道を害するの
となし、茲に分黨の漸を生ぜしこと、是亦當時の目撃者たる
李珣の日記石潭日記卷五
第廿三丁右によりて明か也。

以上査定の要旨は、李肇敏の書室に於ける金孝元の寢具
の發見は、義謙をして孝元の出身を妨ぐるの動機を作成せ
しめ、而して其反動として、孝元が義謙を排斥するの端を開
ける結果、始めて分黨の形勢を馴致せしことを明かにする
にあり。而して孝元が元衡の家にありしは、柳光翼の楓岩輯
話七卷及李長演の朝野輯要十卷に曰ふ所の如き、交を李肇敏に
結びて、權門に出入するの考に基きしにあらざることの發
見を、併せて告白せむとするにある也。

第三章。東西分黨の眼目は、いかなる點に存せる
乎。并に其名目の出處如何。

此問題を解くに當り、先づ李浚慶の遺割と云へるものに
就きて、一言するの要あるを信ず。浚慶は、元衡の敗以來、宰相
となりて重望を負へる者、宣祖五年我元三年七月七日、病革まり
て死するに臨み、割を上りて、四箇條の忠言を王に致せり。而
して其第四項は、即ち「破朋黨之私」の一條なりき。是に於て、王
驚きて大臣を召し、之を示して以て朋黨をなすもの、誰な
るかを問へり。議論は沸騰して二派に分れたり。一は浚慶を
以て士林に禍する者なりとし、遂に其官位を追奪せむとせ
る者、一は其心事を諒として、追奪に反對せる者、是也。余はか

韓 國 政 争 志

いる政治熱に浮かされたる追奪非追奪の愚論を批評せむとする者にあらず。而も浚慶をして、臨終の遺言に、朋黨の私を説かしめし内情を、冷靜に研究せむとする也。

先づ浚慶は、東西分黨の萌芽を觀破して、此言を發せしや否やを決せざる可からず。何とならば、若し之を觀破せしものならば、東西分黨の兆候は、此時已に明亮なりしことを知り得可ければ也。余は是につきて、慥に兩説あるを見る。(一)燃藜記述十卷二に引ける東阜年譜李浚慶の年譜によれば、浚慶の明已に其萌芽を觀破せしが如し、(二)李喜壽の論青野謾輯卷三によれば、浚慶は全く東西分黨を觀破せるにあらずとなせり。余は東阜年譜を棄て、李喜壽の論を取る。何とならば、浚慶の見て以て朋黨となし、所のものは、新舊兩輩の意見の衝突にありし

韓 國 政 争 志

こと、青野謾輯を待たずして知るべく、東西分黨は全く之と性質を異にせるものなれば也。

蓋し浚慶は四朝の元老を以て、保守派の領袖とも云ふべき位置にあり。其清嚴自ら持し、權奸を屏黜せるの功勞は、彼に反對の態度を執りし李珥すらも、之を許せる程なれば、卑野の人物にあらざりしは明亮也。然りと雖、頑固にして自信強く、新進の儒士に聽かざりしより、後者と相合はざりしことも亦疑を容れず。當時の目撃者白仁傑が、現に新舊の不和を論じ、新派の弊は危激に流れ、舊派の弊は偷安に流るゝことを辯じたるは、即ち其證也。猶此間の消息を最よく曝露せしは、年少才士奇大升高の行爲なりとす。何とならば、彼は銳敏勇邁にして、浚慶と好からず、遂に官を棄て、郷里に歸る

に至りたれば也。

此新舊の不和は、浚慶をして、其死に臨みて朋黨の私に説き及ぼさしめし所以に外ならざりき。故に其私を説く所に於て、斯の如き言を發せり。曰く、「一言不合、則排斥不容、不事行檢、不務讀書、而高談大言、結爲朋比者、以爲高致、遂成虛僞之風」と。是れ明に新進の儒士を罵りたるもの也。新進輩は之を聞きて激昂せり。公平の人と許さるゝ李珥さへも、朝講の席に於て、浚慶を嘲りて小人となし、更に其上書中、彼を罵りて、媚嫉の嚆矢、陰賊の赤幟と曰ふに至れり。是に於て乎余は、浚慶が東西分黨に對する先見を否認せざる能はずと雖、彼が新進儒家に加へたる言の、偶々他方面に於て、東西分黨の識をなすに至れるを悲まざんばあらず。

韓 國 政 争 志

韓 國 政 争 志

沈義謙は、亦此新進派の部類に屬する一人なりき。而して浚慶の死後は、勢に乗じて、已之に代らむとする野心ありき。是時に當りて、年少にして文名ある金孝元は、其才を吏務に試み、忽ち好評を博して、朝士の推獎を蒙りたりしを以て、義謙は茲に恐るべき敵手を得たるものと謂ふ可し。故に孝元が尹元衡の客たりし所以を以て、銓郎たるを遮れり。李珥は宣祖十一年、成渾漢牛に答ふる書に於て、此事は義謙の私意に出でたるにあらずして、舊愆を過念せしまでなりと云ふと雖、是れ黨争を融和せむとする辯護の言にして、余は義謙の狭量を以て、一種の競争心の發顯と推定す。而して孝元一たび銓郎たるや、喜びて人材を引き、事に臨みて回撓する所なく、閃々たる鋒鋦は益發露せり。而して彼は、曩に義謙の爲に

進路を妨げられたるが故に、心中義謙を短とし、鬱憤の氣已に其口吻に現はるゝに至りし也。偶義謙の弟に、忠謙と云へる者あり。一派は之を推薦して銓選三人の候補を定め其中より銓選に選出するをいふにせむとす。而して孝元は許さずして曰く、天官豈外戚の私物にして、沈家の専有する所ならむやと。李珥は亦宣祖十一年、成渾に答ふる書中に於て、孝元必しも私怨に報むとするにあらず、只見る所此の如くなりしのみと云ふと雖、前後の關係より之を推斷する時は、明に疇昔の復讐と解す可し。而して沈義謙は之を聞きて、外戚豈元凶の門客に勝らずやと冷笑し、雙方の感情は益害せられたり。

此時に當りて、義謙は已に先功によりて、前輩士類の推す所となり、位亦大司憲の榮を占め、宣祖六年八月叙す李浚慶の死後、其勢

力の増進は、火の原を燎くが如し。而して孝元の才識と敏腕とは、優に後進士類の同情を集めたるが故に、勢力二分の形を馴致せるも怪むに足らず。宣祖八年七月、孝元司諫となり、許曄大諫となる。許曄は先輩の士、而も孝元の人と爲りに服して之を許せる者、是を以て年少士類に推されて、勢其首領となる。而して時の右議政朴淳は、清名重望ありて、先輩士類の推す所たるが故に、勢亦一方の領袖たる有様となれり。

沈金二人の嫌隙は、末流の囂々によりて、益之を大ならしめしことは蔽ふ可からざる事實也。是を以て李珥は、當時盧守愼朴淳の後を承けしに謀りし言の中に、兩人は皆士類にして、深く嫌隙を成せるにあらざるに、唯其小隙に乗じて流言を放ち、遂に朝廷の不靖を致す者は、末流輩なることを陳辯せ

韓 國 政 争 志

し所以也。盧守慎仍て其趣を宣祖に上言せしに、宣祖驚きて、
 兩人言ふ所何の事ぞと反問せり。守慎答へて曰く、互に平生
 の過失を言ふのみと。是れ燃藜記述三卷十青野謾輯四卷朝野會
 通五卷等の共に記載せる所にして、最肯綮に當れる言也。
 以上の究査によりて、余は茲に次の結論を得。曰く、東西分
 黨の眼目は、新派の舊派に代らむとする際に起れる競争に
 基きたる感情の衝突にして、區々の人身攻撃に起りて、末流
 の波を揚げし私争たるのみと。而して其張本人の一方は、門
 閥にして功勞ありしが爲に、先進の士類多く之を助け、他
 の一方は才學群を抜き、疎手人を引きしによりて、後進の士類
 多く之に付き、先後兩輩の旗幟鮮明たるが如しと雖、其争の
 當事者は、共にこれ新進の士にして、決して新舊兩思想の衝

韓 國 政 争 志

突と混同す可きにあらざる也。

余は己に東西分黨の眼目を陳述したれば、是より進みて、
 東西の二字は、何の處より起りしかの問題に移る可し。

東人西人の名は、沈金二人の居宅の位置によりて起りた
 る綽名也。燃藜述三卷十は、東西二字の起原につき説明して曰
 く、孝元の家は、乾川洞に在り、義謙の家は貞陵洞に在りしが
 故なりと。即ち乾川洞は、京城の東部にあるが故に、孝元派を
 東人と云ひ、貞陵洞は西部にあるが故に、義謙派を西人と云
 ひし也。然るに朝野輯要二卷十には、沈の家は彰義洞に在りて、
 即ち洛陽の西村なり、金の家は駝駱峰に在りて、即ち洛陽の
 東村なりと見え、宣祖上黨色錄一册には、東人は金孝元領袖と
 爲る、家は駱山に在り、故に云ふ、東註西人は沈義謙領袖と爲

韓 國 政 争 志

る、家は白門にあり、故に云西註人と記せり。駝駱峯は駝駱峯と同處なること論なしと雖、乾川洞とは如何なる差違あるか。又白門、彰義門及貞陵洞は、共に同一なりや否やは、一言せざるを得ず。在昔京城東村中に駝駱峯あり。駝駱峯中乾川洞あり。而して乾川洞は、今の景慕宮の東南に當れり。而して西村中に大小貞陵洞あり。大貞陵洞中、彰義洞あり。彰義洞は、今の貞洞露國領事館の邊也。又白は西方の色と見做さるゝが故に、白門は即ち西門を云ひ、貞洞は今も西門内に位せり。されば、燃藜述、朝野輯要、及黨色録の東西に關する名は、只精粗の別あるのみにして、共に同處を指せるを了知し得べし。金孝元の家は今日

已に遷滅して知る可からず沈義謙の正裔沈相洛は今西門外八角亭に移居して現存し家に青陽君家乘、青陽君は沈義謙也刊本二冊を藏せり

東西名目の起原は是にて明か也。而して此名は、自稱に出

韓 國 政 争 志

てしにあらずして、世人の綽名によりしものとす。其證は、李珥が「辭大司諫疏」中に、東西の名は、もと閭巷不根の談に出てしことを公言せるを以て明亮とす。栗谷全書卷七 第二十七丁右されば、素より深意の含まれたるに非りしこと言ふまでもなし。

○第四章。書院が分黨起原に關係ありと云ふ

は、果して正當なる見解なりや。

書院は、名儒賢臣の遺靈を祀るが爲に起り、而して青年子弟此處に會合して、經書を講究する處たりしことは、特に贅せず。而して李朝は、儒教を國教と定め、専ら朱學を尊奉せるが故に、儒家は朝野の最重んずる所たりしのみならず、死後も亦多大の崇敬を受けたりき。彼子弟等は、其遺靈の下に、専

心一意道義の講論を以て、書院本來の面目を發揮せしならむには、書院は李朝の教育史上、最興味ある紙面を填充せしなる可し。然るに事茲に出でず、種々の弊害起りて、はては匡救の道なきに至れり。

第一。書院の弊害は、時代と共に増長せり。

余は已に書院の弊害を否定せず、否反て時代の下るに隨ひて其増加せることを信ず。今信用すべき材料二三を擧げて之を證明せむ。

余の究査によれば、始めて書院の弊害を論じたるは、宣祖の十一年に提出せし、李珥の「應旨論事疏」を推さざるを得ず。之より先き中宗の二十年鄭述の李滉に與へし書中書院の事見ゆれど其弊を説かざるは業より然るべき筈なり而して珥は、其疏の末節に於て、儒生相聚り、放意自肆、矜式する所なく、藏修の效

韓 國 政 争 志

韓 國 政 争 志

を見ずと曰ひ、而して其原因を以て、師長を設けざるにありとなし、爾後洞主、山長を置き、俸祿を給すべきを論ぜり。其後洪鳳漢等が東國文献備考百九二に掲録したる、仁宗三十二年、慶尙道觀察使の啓、孝宗八年、忠清道觀察使の啓、肅宗八年、金萬重の疏は、共に書院濫設の弊を告白せざるなく、英祖十七年には、遂に祠堂書院三百有餘を撤毀せしむるに至れり。是れ實に書院に加へたる大打撃にして、其弊害の甚しかりし證明たるを失はず。

夫れにも係はらず、更に哲宗の中年に成りし龜菴叙言本稿一は猶當時の弊竇を摘發せるを見る。是によりて、(一)當時の書院は益無規律となり、(二)科擧の行はるゝ時は、案を割き名を換ふるの弊盛にして、(三)儒生は郷中の公議の何物たるを

知らず、(四)殿内の從享の何人たるをも辨せず、(五)儒教の本旨たる先王の制を解する者なきに至れることを認知し得可し。然れば則ち書院三百年流弊の増長素より疑ふ可からざる也。

降て我明治十九年七月、日本に於て開刊せし朝鮮政鑑は流石に韓人朴齊純の著はせる所として、記事鑿々要領を得、上卷第三十丁左書院の事を説ける所、又更に其弊害を指摘して明晰なるを覺ふ。著者は、濫設せられたる書院の内情を穿ち、道義の講論は漸く朝政の批評となり、檄を國內に傳へて衆口聲を同じくし、官の任免衆望に添はざらば、論議沸騰、之を格塞せる事を記し、初は大臣宗戚と雖、其議を恐れて節操を磨く所ありしも、後には遂に私怨を以て旗幟を樹て、排擠攻撃して

韓 國 政 争 志

黜陟をなすに至れりと説けり。書院が當初の目的を逸脱して、弊害の益々大なるは、争ふ可からざる所。大院君が斷乎として、全國の書院を毀たしめしも、亦宜ならずや。

○ 第二。書院の弊害は、東西分黨の當初にありては、未だ是に關係ある迄に増長せず。

余は已に書院の弊害の大なりしを知る。而して後世に於て、黨争に影響を及ぼし、ことをも承認する者也。然りと雖、其事實につきて、余は一二の著者と見解を異にせることを辯ぜざる可からず。上記朝鮮政鑑の著者は、書院弊害の結論に、「此本邦黨派之始也」と速斷し、同書卅六丁左朝鮮近世史の著者は、一に之に従ひて、黨派の争は書院に起原すと説けり。同書卅七丁下

韓 國 政 争 志

は分黨の當初に於ては、書院は是に關係するまでに發達せざりしことを主張する者也。

黨争の名目の始めて定りし東西兩派は、宣祖の初年に分裂せしこと、前章言ふ所の如し。沈金二人は外官に轉補せられたるは宣祖の八年也。而して書院の起りは、中宗三十六年に成りて明宗五年に勅額を賜ひし紹修書院を以て、其始となすこと已に世に説あり。馬義慶の

冊本に此説を載せしより李濟臣の蘇齋瑣語(一冊)本之を引用し、然別集(卷四)に更に之を引用せり。中宗三十六年は、宣祖八

年、沈金補の年を溯ること三十三年也。三十三年の歲月は、素より弊害を生むに足らずとせず。然りと雖、其弊害たるや、未だ單簡なる性質のものに屬し、黨争の起原に關係を及ぼす程に、範圍は擴張せられざりし也。其證は、李珣の「應旨論事疏」によるも明亮也。此疏は前にも云ひし如く、宣祖の十一年を以て提

韓 國 政 争 志

韓 國 政 争 志

出せられたるものにして、其中に、儒生の矜式する所なきを述べて、師長を置く可きことは之を明言せり。然るに黨争に關係あるの弊害に至りては、未だ毫末も論及せざるにあらざらば、提出者たる李珣は、身親しく東西分黨の間に處し、最其内情に精通せる人たるのみならず、中立を守りて兩派に偏せず、韓儒の正統を繼承して經筵に侍し、思ひて言はざるなく知りて述べざることなかりし人也。而して其云爲せし所の記録、及詩文等は、後に集め大成して、四十四卷本集三十八卷拾遺六卷の栗谷全書となれり。然るに其中、書院の記事は、此一疏に過ぎざるのみならず、疏中亦片言の黨争に關せる弊害を説かざるは、余の主張を確かむる強固なる論據也。

李濟臣の蘇齋瑣語に至りては、稍之に勝れる弊害を説け

韓 國 政 争 志

り。即ち時入が郷校を賤みて書院を尊ぶに至れるより、無智の者、亦院儒の威を假りて守令地方を毀譽し、守令も亦之を畏れたりし事是也。同書、外方にて此時代は、何年の頃かと考ふるに、著者は其前節「我國古無書院」の條に於て、「及今萬曆四年、距始立白雲書院、纔三十餘年、白雲書院は即ち中宗三十六年の初修書院也。」の言を挿入せるより推せば、宣祖九年と判定す可し。宣祖九年は、沈義謙及金孝元が補外の制裁を受けし翌年に當れり。然れば則ち、東西分黨の已に成立せし頃に至りて、或は院儒を楯として、地方官の毀譽を試むる者ありたりと見ゆ。然りと雖、是れ必竟地方に於て、目に丁字ある者少きより、經書の講讀を爲し得べき村儒の得意を來せるまでにして、京城に於ける分黨を煽動せし證迹は、一も之を徴ず可からず。而して東西分黨の原因

韓 國 政 争 志

は、余の究査によれば、中央政界に於ける新進派の感情衝突に基けること、已に論定せるが如くにして、區々たる書院は、毫も之に關せるものにあらざるを斷言して可也。
 是と反對に、中央政界の分争が、其後影響を書院に及ぼし、ことば、余の否定する所にあらず。是れ書院を以て、黨派の起原となすとは、大に異なるもの也。而して余の知る所を以てすれば、白時昉の棠山先生實記卷十第十丁左の號也に、宣祖二十四年、全羅の儒生丁巖壽が、上疏して、李山海、柳成龍等を指斥せることを録せるは、以て其始見となす可し。蓋し丁巖壽は西人の大家たる鄭澈の指嗾によりて、此上疏をなしたりしこと、宋時烈の草せし鄭澈の碑銘によりて知るを得可く、而して李山海、柳成龍は、共に東人なれば、是れ中央政界分争の

影響と認めて不可なかるべし。然し是とて、分黨を距ること既に十有六年の後なりとす。

第三、東西分黨以前に、書院は其數未だ微々たるもの也。

紹修書院は、李朝書院の元祖と云ひ傳へたり。然りと雖、仔細の調査は、猶其以前にも、三箇の書院ありしを發見せしむ。即ち(一)丹城の道川書院は、早く太宗の元年に成り、(二)星州の川谷書院は、中宗の二十三年に成り、(三)扶安の道洞書院、亦其二十九年に成れるにあらずや。唯夫れ是等は、未だ完全なる書院と云ふを得ずして、勅額を賜ふにも至らざりしが故に、馬義慶は之を棄て、宋の白鹿洞の故事によりて始めて賜額の擧ありし紹修書院を、李朝書院の祖となしたる所以也。

韓 國 政 争 志

韓 國 政 争 志

さて此紹修書院より、宣祖の時迄に新設せられたる書院數を調査するに、余は文獻備考、及俎豆錄によりて、十六を得たり。依て左に其地名、及創立の年を附して之を年代順に記す。

- | | | | |
|---------|--------|---------|--------|
| 1、象賢書院 | 報恩四年建 | 2、文憲書院 | 海州同年建 |
| 3、濫溪書院 | 咸陽七年建 | 4、臨臯書院 | 永川十年建 |
| 5、五峯書院 | 江陵十一年建 | 6、氷溪書院 | 義城同年建 |
| 7、西岳書院 | 慶州十六年建 | 8、文會書院 | 咸興十八年建 |
| 9、三江書院 | 密陽同年建 | 10、研經書院 | 太邱十九年建 |
| 11、雪峯書院 | 利川同年建 | 12、清溪書院 | 草溪同年建 |
| 13、玉川書院 | 順天同年建 | 14、仁賢書院 | 平壤同年建 |
| 15、禮林書院 | 密陽廿二年建 | 16、玉洞書院 | 安邊同年建 |

先づ此十六書院の位置を見、更に其内部にたち入りて穿鑿

韓 國 政 争 志

を試み、余は以下の三要點を認めたり。

一、書院は、明宗の代に、頓に其數を増加せり。然れども、慶尙道に在るもの八と、咸鏡道に在るもの二とを除けば、政治の中心たる京城に近き、京畿、忠清、全羅、黄海、江原の五道及平安道には、猶各一あるのみ。

二、文憲、濫溪の二書院を除きては、皆扁額を賜ふ迄に發達せず。

三、其處に祀られたる名賢碩學は、毫も東西分黨の淵源に關聯ある者なし。

此三點は、書院が猶創製時代にありて、分黨の起原に影響を及ぼす勢力に至らざるを證するに足らむ。而して宣祖の初年には、其數又更に増加せるに相違なしと雖、是れ寧ろ時勢

韓 國 政 争 志

の進歩に伴はむとせるものにして、分黨起原に影響を及ぼすが如き、劇しき弊を生ぜし證左は、一も之を検出す可からず。況や之を後世に於ける書院の増加と比較すれば、猶其數の非常に少き、晨星啻ならざるに於てをや。英宗の十七年に樹毀せし三百有餘の祠堂書院を除くも、猶其存せるもの書院百八十九、祠堂九十七、合計二百八十六なること、祖豆錄より算出して明なれば、宣祖の八年頃の二十七箇は之に比較すべくもあらず。其創製時代に屬して、大弊の疊出せる時に至らざるを見る可き也。

以上の事實によりて、余は書院を以て、黨争の起原なりとする説が、深き根據あるにあらざるを認む。

第五章 沈金二人はいかなる人物なりし乎。

沈金二人の人物につきては、當時最是非の議論の囂々たりし所也。然りと雖、多くは黨派眼を以て觀察したる見解な

韓 國 政 争 志

るが故に、冷靜なる研究には、何等の價值なしと謂ふべし。獨り李珥は、東西の間に立ちて中立を標榜し、以て此兩黨を和解せむが爲に、全力を竭し、學者なるを以て、其言議亦最安全なるを知る。唯それ和解を以て目的となしたる結果、多少沈金二人をして、平衡を保たしめむとするの痕迹あるは、是亦豫め心に記すべき點たるを失はざる也。

沈義謙の人物に關しては、宣祖十八年八月、司憲府、及司諫院より委曲の上疏をなし、こと、正史國朝實鑑は諱みて之を録せずと雖、朝野會通五卷には之を載せ、更に燃藜述三卷に引用せる時政錄、及日月錄によれば、益明晰也。而して此疏によれば、義謙は實に品性劣等にして、あらゆる罪惡を有せる一逆人となり了らざる可からず。而も其翌月遂に職を免せ

韓 國 政 争 志

られたるより之を推せば、當時は幾分、兩司の言を是認したるものゝ如し。然りと雖、兩司の疏を自ら果して幾許の價值ありや。時代の考査は、此際を以て、東人執權の世なることを知り得べきが故に、沈彈劾の奏案は、其反對黨の手に草せられ、宣祖亦勢に驅られて免職を允許せしこと、疑を容る可からず。かゝる黨派熱に浮動せられたる議論は、素より取るに足らざる也。

金孝元の人物に關しては、李珥が當時不詳金字頤に答ふるの書野史卷四及十三參看實によく多方面の觀察を網羅せり。是によりて、余は當時の孝元の月旦を數へて四種を得たり。

- 一、孝元は無狀の小人也。(鄭澈等の論)。
- 二、彼は好名の士也。(李珥の論)。

韓 國 政 争 志

三、彼は好名の意志を帶ぶと雖善人也。(金宇頤等の論)。
四、彼は無瑕の君子也。(彼が一派の論)。

今試に其内情を究むるに、鄭澈は西人なるが故に、孝元を以て無狀の小人となせるや論なき也。焉ぞ知らむ、孝元が職に忠にして人材を喜びしは、偶以て其批評眼の黨派熱に眩惑せられたるを證明せることを。而も又一方に於て、孝元が沈忠謙の立身を阻遏せる跡を觀れば、彼が濟輩の思惟するが如き、無瑕の君子と云ふべからざるものあつて存せり。總て此等の偏見は、亦余輩の採用する能はざる所也。

然らば則ち、暫く眼を李珥に注ぎて、其言ふ所を傾聽せしめよ。彼は其李潑に答ふる書宣祖十三年附に於て、沈義謙に對する彼の所見を吐露せり。曰く、沈は則ち我もと之と相知る、只是れ

韓 國 政 争 志

外戚の稍優れる者、此人なくも時勢に損なし、既に士類と相合はざれば、用ゐずと雖可也、但之を小人と謂ふべからざるのみと、彼は義謙と相知れる人たるのみならず、實は其父家の外屬たるが故に、其性質を知るに於て遺憾なかるべき也。彼は更に同書簡の末に於て辯明して曰はく、沈や柄用すべからずと雖、別に顯著の罪過なし。若し當今擢用せられつゝある卿大夫に比せば、過ぐるありとも及ばざるなし。他人の要地にありて沈に及ばざる者、肩相磨する程なりと。後者は前者よりも、義謙の辯護に歩を進めたりと云ふ可し。是れ必竟外戚の稍優れる者なることを説明せるに止まるが故に、重きは反て前者にありとせざる可からず。而して余は、其言の中より、(一)義謙は外戚中の稍優れる者なること、(二)時運に

關係を及ぼす如き大人物にあらざりしことの二點を採らむと欲す。其理由は、彼が李樛の跋扈を防遏せし事蹟に徴し、又之を前輩士類の同情を繋ぎし點より觀れば、外戚中の優れる者なりしことは争ふ可からざる所、而も其以後、何等偉大なる理想の實現せられたるを見ざるは、即ち是れ時運に關係を及ぼすが如き器にあらざりしを説明せる所以なれば也。

余は已に義謙を大器にあらずとする點に於て、李珥の論を然りとす。然れども、李樛の勢冲天の時に當りて、蹶然起て之を放逐したる行爲は、これ彼の意志の弱からざりし告白也。而して彼が暫時の間に多くの敵を作りしことを觀れば、第一に李珥を敵とし、第三に金孝元を敵とせり。人を厭忌するの傾向に富み、感情

韓 國 政 争 志

に強き人なりしを證明し得べく、而も一年少才士金孝元を容れて、之を善用することを知らざりしは、多智の人にあらずと判定せざるを得ず。一言にして之を云はば、彼は感情の人也。

金孝元に對する李珥の批評は、前陳李潑に答ふる書に於て、實に好名の士たることを吐露せり。然れども言簡に失して委曲を悉さざるが故に、更に何故に此結論を得しかの説明を求めざる可からず。恰も彼が宣祖八年及九年の兩度に於て、鄭澈に答へたる書は、最其奥意を歴陳せるを見る。其八年附の書中に於て、彼は鄭澈が、孝元を無狀の小人とし、國家を敗亂し、士林を斬伐すと爲せるに反對して曰く、我孝元を自して好名の人となす所以は他なし、公論もし彼に與せば、

韓 國 政 争 志

韓 國 政 争 志

勢を得て忠を行ふも、公論若し與せざれば、曲逕を求めてまでも要路に當ることを爲さざる可く、他人若しよく之を用ひなば、其才取るに足る可ければなりと。梁谷全書卷十二而して翌九年の書中には、更に一步を進め孝元の舉動が、善名を保持して勢位を固めむとするのみにあるを論じ、無狀の小人が只利祿を貧るとは、大に類を異にせることを言明せり。書同

同卷第十一李珥が目して以て好名の人となしし所以のものは、此二書によりて明亮を來せり。

李珥が金孝元を知るに於て、敢て人後に落ちざるは、嘗て彼が「辭大司諫疏」に於て、金孝元は是れ臣が同年の儕輩にして、盡く熟知せりと公言せるを以て、疑ふべくもあらず。而して彼は、孝元を評して好名の士と云ふ。余は其根據あるの言

韓 國 政 争 志

たるを信ずる者也。然りと雖、孝元をして、單に所謂善名を保持せむことを務むる人ならしめば、機に臨みて直行し、敢て前輩の意を失ふを顧みざるの舉動は、果して生じ得可き乎。

李珥自らも、嘗て其退意を決せし時、訪問の客李潑、宋大立、魚雲海を顧み、孝元事を爲さむと欲せば、先輩の心を失ふなかるべきに、反て之を排抑して憤を懷かしめし失策を説けり。

梁谷全書卷十二これ偶々孝元が、善名保持のみに汲々たらざるの反證なるなからむや。

依て余は、孝元を以て名を好みて八方美を粧ふの人たりとは斷ずる能はず。彼が銓郎たりし前後に於ける舉動は、才能の發展に急にして、銳鋒當る可からざるの例證を以て充たさるのみ。而して其才能發展に急にして、所誰巨室の心を

韓 國 政 争 志

失ふを意とせざるは、感情に脆き人たらざるを證し、事に當りて回撓する所なく、人材を喜びて之を引薦せし行爲は、理に明にして意志の強きを表明し、而も銓郎たるや否や、直に義謙排斥の端を開きしは、是亦多智の人となすを得ず。一言にして之を云はば、彼は理性の人也。

李珥嘗て、成渾に答ふるの書宣祖十二年附に於て、孝元の義謙排斥に論及し、孝元がもし遽に義謙を詆りて風波を生ぜず、而も有爲の士を引進して朝廷に布滿せしめば、國家は寧靖にして、義謙等亦弊を作すを得ざるを説けり。果谷全書卷十一 第十四丁左邊者余は果して孝元が義謙を詆らざれば、後者が弊を作さざるや否やを知らず。然りと雖、孝元が是に出でずして、輕淺寡謀、先づ下手の計をなすと曰へる李珥の言に至りては、余も實にこれ

韓 國 政 争 志

を否定する能はず。余の彼を以て多智の人となすを得ざる所以も、亦是に過ぎざる也。

以上言ふ所の如く、義謙は感情の人にして、孝元は理性の人也。而して門閥と閱歴とに於ては、孝元素より義謙に及ばず。而も頭腦の明亮なると思惟の健全なるとは、義謙遂に孝元に及ばずと謂ふ可し。是れ蓋し中立者たる李珥をして、成渾に答ふる書宣祖十二年附及通、李潑に答ふる書宣祖十二年附、并に宋翼彌に答ふる書不詳に於て、共に「金優沈劣」の論を反覆せしめし所以也。

人材として、孝元の義謙に優れるは右の如し。而して李珥は東西分黨の罪を以て、義謙よりも寧ろ孝元に歸すべしと思惟せり。其證は彼が成渾に答ふる書宣祖十二年附、宋翼彌に答ふる

韓 國 政 争 志

書不詳 及び李潑に答ふる書宣祖十三年附に於て、共に結贊の曲は金にあることを反覆せるを以て明なりとす。而して孝元を曲とせる理由は、即ち所謂巨室の心を失ふを顧みずして、前輩を排抑せるにありしことは、右李潑に答ふる書中、孝元が嫌を避けざるを咎めしを以て知る可き也。然りと雖、孝元にしても、もし這般の回撓をなさば、即ちその特性を滅却する所になれば、之を孝元に望む可くもあらず。又彼が義謙に快からざる原因は、義謙が其官途の昇進を阻遏せしに起れりとすれば、未だ必しも、曲孝元にありと斷ず可からず。依て余は、李珥の此論を以て沈金兩人の平衡を保つに失して、深く據るに足らずとなす所以也。

韓 國 政 争 志

第六章 沈金二人はいかなる制裁を何故に受けし乎。

沈金二人に制裁を加ふるにつきては、李珥亦其發言者たり。宣祖の八年十月、彼は二人角立の説紛々たるに及び、一日右議政盧守愼に見えて、制裁の意見を吐露したり。而して其原案は、二人を京城より出すにありき。理由は即ち二人共に是れ士類にして、黑白邪正辨ず可からず。且眞に嫌隙を作して、相害せむと欲するにあらず。只末俗の輩、此小隙に乗じて流言を重ね、以て朝廷の不靖を來すが故に、姑らく物議の張本人を遠ざけ、以て紛擾を鎮定せむと云ふにありし也。

余は李珥の言の幾分辯護に過ぎ、而して其制裁の方法の

韓 國 政 争 志

無効なるべきは、豫め知り難きにあらずと思惟する者也。然るに盧守愼は、他に良案なかりしものと見えて、李珥の案を採用して、經筵に於て之を宣祖に上言せり。宣祖之を聞て怒れる所あるものゝ如く、同じく朝に在らば、當に協同和合すべきに、互に相詆毀するとは何事ぞ。二人皆外に出すべしと曰はるゝに及びて、李珥の制裁方法は、いよゝゝ事實とならむとしたりしかば、李珥も亦言を重ねて、二人を京外の官とし、以て根本を絶つべきを上言せり。而して時の弘文館正字たりし金晬は、溫和説を取りて曰く、二人の才皆用ふ可し、必しも外に補するを要せず。時機到らば自ら融和す可しと。承旨李獻國亦此論に賛し、上親ら二人を招きて、諭すに和解を以てし給はば、二人相容れて朝に立つ可しと主張したり。余

韓 國 政 争 志

は此和解説の最愚なるを笑ばざるを得ず。宣祖亦素より、金晬、李獻國等よりも、時局を察するの明ありしかば、心中李珥の論を取るに決し、遂に年の十月西曆一五七五年を以て之を發表せり。發表せられたる辭令はいかなりし乎。曰く、特旨を以て金孝元を慶興府使に除す、此人朝に在らば、朝廷をして不靖ならしむ、當に邊吏に補す可しと云ふにあり。慶興は豆滿江下流の沿岸にありて、京城より實に二千二百韓里也。一韓里は三百六十歩、一故に一韓里は我三町五十間二尺四寸曲尺に該當す而して沈義謙は、京城の北僅に百六十韓里なる前朝の舊都、開城の留守を命せられたる也。これ明かに孝元を譴責するの實を表示せるものと謂ふべく、而して義謙は、先后の至親なるが故に、之を重んずるの意に出でたること、國朝寶鑑の説當れりと云はざる可

韓 國 政 争 志

からず。同書卷二十六是に於て、鄭大連列傳、金貴榮列傳、等は、再三啓文を上りて、慶興は胡人の地に接し、書生の任に當る可き所にあらざるを陳せしかば、綸言茲に改まりて、孝元の任所を富寧に換ふることゝなれり。然りと雖、富寧も亦咸鏡北道にありて、慶興と大差なき也。原案者たる李珥乃ち復啓する所あり。兩人補外の説は、もと鎮定の策に出で、孝元を討するにあらざるが故に、更に内地の僻邑を授けられむことを上言したりしかば、綸旨再び改まりて、間もなく三陟府使に除せられたり。三陟は江原道の東南隅にありて、京城を去ること六百五十韓里。而して沈義謙も、尋て全州府尹に改補せらる。全州は京城より南五百韓里也。

沈金二人に對する制裁が、外官に補するにありしは、上に

韓 國 政 争 志

陳述する所の如し。而して余は、此制裁を施すに至れる原因に溯りて、更に一言する所あらむとす。もと此制裁は、己に原案者の理由とせし所に明かなるが如く、朝廷の不靖を恐れたるに出でしや言を待たざる也。而して余は、此不靖と云へる言につきての内情を探りて、容易ならざる事實ありしを索出せり。而して此事實は、補外の原因を説明するに最價値ある所以のもの也。

宣祖八年七月、載寧道黃に於て、奴其主を殺せる裁判事件あり。警官臨檢して其屍を調査するに、別に致命の原因を故殺に歸するの證據を發見する能はず。是に於て、知義、禁洪、曇は證據不充分的廉を以て、無罪放免を主張したり。裁判長朴淳曰く、奴其主を殺すは人倫の大事、輕々しく釋す可からず、

韓 國 政 争 志

と。然りと雖、洪曇の辯論抑制すること能はざりしを以て、再び其屍に就きて臨検を行はしめたり。然るに其検官は、亦故殺の證なきを以て、或は病死ならむと復命せり。朴淳乃ち、廣く之が説を求むるに當り、時の右議政盧守愼は、其軽く釋すべきものにあらざるを主張せり。然れども、宣祖は洪曇の説を是とせしもの、如く、いよく放免を命じたり。然るに司憲府は、啓狀を上りて再鞫を乞ひ、大司諫柳希春は、裁判を取消すは後弊あるが故に、爲す可からずと主張し、弘文館は割を上りて、かゝる人倫の大事に關する訴訟は、須らく推窮審査を遂げ、無罪の證左明確なるを待ちて、始めて之を釋すべし。今證據不充分なりとて之を放免せば、後日物議必ず生ぜむ。若し無罪なれば、再鞫を要せざれども、萬一有罪たること

韓 國 政 争 志

あらむには、幾たび獄を起すも可なりと奏し、司憲府の啓に賛同して、司諫院の説を駁し、遂には其官吏を免職せむとまで上言せり。宣祖は先に放免を命じたるにも係らず、今又弘文館の説に従ひしかば、茲に司諫院の交迭ありて、許曄新に大司諫に任じ、金孝元は司諫となれり。余は、此裁判のいかに無秩序にして、威信を缺けるかにつきては、敢て言はざる可し。何とならば、此國に於ける裁判は、概皆此に類して、毫も怪むに足ることなければ也。只余は、かゝる上下を擾動せしめし訴訟事件中に於て、東西排擠の影響を見るを悲しむと同時に、又他方に於て、李珥が沈金二人に制裁を加ふるの原案を提出せし理由を明にするを得たるを喜ぶ者也。何とならば、裁判長たる朴淳は、即ち是れ西人

韓 國 政 争 志

の領袖にして、新任の大司諫たる許曄は、東人の領袖たりしこと、前に陳辯せし所の如くにして、而も這般の訴訟事件の餘波は、黨同伐異、私を以て公を没するの嫌を見るに至りたれば也。依て猶其内情を究査するに、もと許曄は、彼の奴に殺されたる主人と姻戚の關係あり。然るに其奴は放免せられ、殺されたる主人は、遂に口なくして訴ふる能はざるを恨としたりしが、今や大司諫に拜するに及び、切りに推窮を主張せるのみならず、朴淳が宰相兼裁判長たる身を以て、判決の威信を缺き、度々鞠査の失態を來せるは、其職に堪へざるものなりとして、之を罷めむことを啓請せり。尤宜風は之を許さざりき而して金孝元は、其下に司諫の職を奉じ、亦許曄の論を非とせざりしかば、是れ畢竟、西人の領袖たる朴淳を攻めて、以て沈義

韓 國 政 争 志

謙の勢を削るの謀なりとの疑を士林に惹起せしめたり。今此朴淳の措置は、素より以て裁判長の職責を全くせりとは思惟する能はず。然りと雖、這般の事、何ぞ獨り朴淳に於てのみ之を咎めむ。況や彼は、自己の議論としては、奴を釋さるるを主張せしに於てをや。許曄が嚴しく之を職責に問ひ、以て朴淳を罷めむとせしは、余は士林の疑惑を起し、亦故なきにあらざるを認む。

朴淳は重望ある宰相、許曄亦先輩と仰がるゝの人、而も黨臭を帯びて此排擠を行ふ。若し之を顧みずして、勢の趨くまゝに放任せむ乎、其弊の及ぶ所、遂に能く制す可からざらむ。李珥の憂ひて以て不靖となしたりしは偶然にあらず。是に於て乎、余は其補外案の提出せられたる原因の推究中、黨弊

の根底已に甚深く、東西の分争は、持久的性質を帯びたるを
發見するを得たるを多とす。

第七章。制裁の效を奏せざりしは、いかなる
事實によりて之を證明し得る乎。

分争は已に持久的性質を帯ぶるまでに歩を進めて、而も
制裁は其弊根を芟除するの力ありと謂ふ可からず。其效驗
なかりしも怪しむに足るなき也。洵に東西の分黨は、戊午、甲
子、若くは己卯の士禍の如くに、儒俗二派の分争にもあらず、
又癸酉、丙子の事變の如くに、事直接に王室に關せるにもあ
らず、骨を斬り血を流すの慘なかりし代りには、浸潤彌蔓、病
已に膏盲に入りて治す可からざるに至れる也。

韓 國 政 争 志

韓 國 政 争 志

然れば則ち、制裁の效なかりし證左は、いかなる事實によ
りて之を明にす可きか。余は茲に、

(一) 補外後東西兩黨の内情

(二) 李珥歸郷の原因

(三) 三尹排斥の情實

の三に分ちて、簡明に當時の時勢を批判せむとす。

(一) 補外後東西兩黨の内情。

沈金二人の補外は、之を其形迹より觀察すれば、主たる懲
戒處分は、金孝元に加へられしこと争ふ可からず。是を以て
李珥は、其制裁の發案者ながら、心中安んぜずして、孝元の任
所變更を王に上言せし所以也。孝元已に度々其任所を變更
せられたれども、東人の喜ばざること依然たるものあり。而

韓 國 政 争 志

して之と反比例に、意氣軒昂たりしは西人なりき。
 西人得意の状況は、議論漸く激越に亘りて、切りに孝元の
 人身攻撃をなし、を以て推知す可し。蓋し西人は、其勢に乗
 じて東人を壓せむとしたる也。而して李珥は補外説の發案
 者たりしにも係らず、斷乎として此西人の追窮に反對せり。
 即ち彼は、其當時の日記石潭日記卷六第三丁左に於て、彼が補外の説を唱
 へしは、意只鎮定を欲するにありて、深く追窮せむとするに
 あらず。然るに、既に孝元を出してよりは、朝論激越して、深く
 之を治せむと欲せるが故に、彼は極力之を止めし事を記載
 せり。而して西人中の傑物鄭澈の如きは、李珥が孝元排斥に
 賛同せざるを以て、詩を作りて之を諷するに至りしかば、珥
 は更に長書を澈に送りて、反覆辯明を試みたり。宣祖九年彼は此

韓 國 政 争 志

書によりて、孝元を惜む者必しも邪ならず、彼を斥くる者必
 しも正ならず、要は心の公私如何にありと論じ、栗谷全書卷十二
第十丁右參看
 其結末に於て、珥果して金に私するか、抑公は士林の無事を
 願ふか、一身の爲に謀るか、國家の爲に計るかと反問せるは、
 誠に公正の言と云ふ可き也。同書同卷第十丁參看鄭澈にして斯の如し。
 況や其他の黨人に於てをや。彼等が滔々として補外の制裁
 を恐れず、否、寧ろ之を濫用して、反對黨を壓倒せむとせしは、
 蔽ふ可からざる事實也。

余は茲に其證左として、洪聖民の李誠中彈劾事件を述べ
 む。洪聖民は、司諫府の大司諫にして西人たり。李誠中は司憲
 府の持平にして孝元の親友たり。大司諫は最威權ある華職
 にして、其彈劾は百官の懼るゝ所也。而して洪聖民は、今其職

韓 國 政 争 志

に在るに乗じて、敢て李誠中を劾遞せむとす。其爲し易きや言を待たず。而も發表の前、先づ之を李珥に謀れり。珥色を作して曰く、是れ何の言ぞや、誠中別に罪なきに、單に孝元の友人たるを以て之を劾遞せば、論議益紛々を致さむと。聖民聞て之を然りとし、而も遂に西人の強誘に抵抗すること能はずして、誠中を彈劾せり。此事件は事大なりと云ふにあらざれども、沈金補外後、東西分争の弊、決して輕減せるにあらざること證明するに足る。

依て余は、次の結論を下さざる可からず。即ち西人にありても、已に其發頭人たる沈義謙を失ひしことなれば、制裁の效もしこれありとせば、其意氣阻喪すべきに、事實は之に反して、却て得色あるの異觀を呈せり。然れば則ち、東西の争は、

韓 國 政 争 志

夙に沈金二人の争を離れて、其利害の中心點は、他に推移しつゝありしを了知す可し。故に補外の制裁は、毫も其效を奏せずして、病根遂に治す可からざるを致し、素より偶然にあらざるなりと。

(二) 李珥歸郷の原因。

栗谷年譜卷下劈頭、宣祖九年二月、李珥が其郷里栗谷に歸還せること見ゆ。此歸郷の原因を推究すれば、當時止み難き内情の潜伏せるを認知し得可し。

(a) 屢々いひし如く、補外は未だ時弊を救ふの效力あるにあらず。然りと雖、容黙を以て達權とするの時勢に於て、斷乎として制裁を主張したる李珥の勇氣は、亦稱賛の價值なきにあらず。而して其發表の結果は、西人勢に乗じて孝元を陷

韓 國 政 争 志

れむとし、李珥の之に同せざるを見て、反て不快の感を抱けり。而して東人は、主として孝元を處分せられたる形迹あるによりて、亦其發案者を怨めり。中立を標榜して、和解を以て己が任となせる李珥の身邊には、端なく攻撃の矢は雙方より放たれたり。

(b) 初め宣祖八年十月、孝元の慶興より富寧に轉補せらるゝや、其邊境の地たるに於て大差なかりしかば、李珥は曩に孝元等を外に出さむことを宣祖に言ひし人たるにも係らず、更に孝元の爲に、内地を授けられむことを上言せり。而して宣祖は、珥を以て、孝元に黨せりとなし、怒氣色に顯はれて言辭不穩なりしは、燃藜述の記事によりても了知す可し。書同

孝元
金孝元
十三
既拜富寧の條

其後珥の謁見して、曩日の啓辭が意を達する能は

韓 國 政 争 志

ざりしは、恐惶已まざる旨を上言するに及びて、宣祖亦珥を以て我意を誤解せりとなし、疑團一時氷解せられたる如くにして、孝元遂に三涉府使に轉補せられたりと雖、内實宣祖は、漸く珥を喜ばざるの傾向を生ぜしが如し。そは南彦經が、珥の退意を翻さむと試みし時、宣祖九年二月珥は信を上下に見ずと曰ひて之を辭し、又金字頤が留任を勧めし時も、上説下聒、皆相信せずと曰ひて、之を聽かざりしこと、彼自らの日記によりて明かなれば、彼の退意を決せし一因は、即ち是にあるや疑を容れざる也。

余は、以上二箇の事情を以て、珥をして歸還の止む能はざるに至らしめたるものと信ず。然れば則ち、彼の歸還は、一朝一夕の故にあらざるを以て、盧守愼、朴淳等の名望と勢力と

を以てして、猶珥の歸還を止むること能はざりしも、亦怪むに足るなき也。

是に於て、補外の制裁は、黨争を鎮定するに足らざるのみならず、却て其發議者は、職を罷めて退歸せざるを得ざるに至れり。是れ明に黨争の惰力は、制裁力に打勝てるものにして、李珥の歸郷は即ち黨争の盛なる證明に外ならざる也。

(三)三尹排斥の情實。

三尹とは、尹斗壽、尹根壽、及尹睨の三人也。此三人は、何れも顯要の他位にありたりしが、宣祖の十二年沈金補外の年より五年目に排斥せられて、共に職を罷められたり。是につきて、更に紛糾せる情實ありしことを檢知し得可し。

今其内情を述ぶるに臨み、一言以て兩黨の消長を語らざ

韓 國 政 争 志

韓 國 政 争 志

るを得ず。かの沈金兩人の始めて外官に補せられたる時は、西人の勢力東人を壓して隆々たりしが、勢に乗じて事を成さむとせし過によりて、輿論は漸く西人に與せず。反て東人をして、清名を專にせしむるの結果を生ぜり。是に於て、後進の爲すあらむとする者、概ね心を東人に寄せ、東是西非の論を主張するに至れり。是れ實に隱約の間に於ける形勢の變遷にして、而も最看過すべからざる所也。

此時に當りて、尹睨、金誠一の二人は、共に詮郎の職にありて議論相合はず。尹睨は西人にして、金誠一は東人たり。而して尹睨の叔父尹斗壽、尹根壽兄弟は、皆顯要の位置にありて、毎に西人を扶けて東人を抑へむと欲せり。是を以て東人は、甚彼等に快からざるものあり。就中事を喜ぶ者は、西人を攻

韓 國 政 争 志

撃して患を防がむと欲し、先づ指を尹家の三魁に屈したりき。
之より先き、尹睨が、沈金補外の後、幾もなくして詮耶に擧げられたるは、全く當時盛なりし西人の勢によりて任命せられしものなりと思惟せらる。何とならば、李珥は其當時の日記 石潭日記 卷六 第三丁 左に於て、明に睨の詮耶に適せざることを公言し、只一方に於て、力量ある李潑が、詮耶として其職にあるが故に、睨は之に制せられて、私を營む能はずと思はれたれば、姑く之を看過せしことを記したれば也。尋で潑は、其職を辭せしかば、睨は果して事を用ひて専横を極めたり。然れば尹睨は、果して善良の人物にあらざりしに相違なき也。今や三尹が東人の物色中に入るに當り、尹斗壽賄賂を受くるの評

韓 國 政 争 志

世間に傳はり、而も尹睨の敵たる金誠一は、最詳なる風説を耳にせり。其説によれば、珍島郡守李銖、賄賂として米若干を三尹の家に運せりと云ふ也。誠一之を聞て大に憤り、經筵の席上、宣祖の面前に於て、此風説を公言せり。然りと雖、風説は直ちに以て事實となす可からず。たとひ其敵たる尹睨の人物は善良ならずとするも、確證の據る可きなくして、其一家受賄の事を公言するは、黨臭を帶ぶるの譏を免る能はざる也。

李銖行賄の事已に上聞に達せり。宣祖乃ち李銖を獄に下すべく命じたり。而も其一方の當事者は、權勢家のことなれば、さすがに之を憚りてにや、與へし者を糺し、受けし者は糺さざるも可なりとのことなりき。副學許曄は東人也。司諫院

が受賄者を弾劾せざるは、其職責を盡せるものと云ふ可からずと主張せし結果、司諫院の官吏に交迭ありて、新任者は乃ち三尹を罷めむことを上言せり。大司諫金繼輝、時に暇を賜つて郷に在りしが、三尹の切りに攻撃せらるゝを見て、其原因の黨争にあるを知り、心甚東人の爲す所を喜ばず、入京して、行賄の説の信ずるに足らずして、漫に三尹を犠牲にするの早計たることを上言せり。是に於て東人大に怒り、其上言を以て亡國の語となし、而して弘文館は、遂に金繼輝を弾劾して之を斥け、李山海之に代りて大司諫に拜せられたり。今此前後の内情を推究すれば、金繼輝は西人にして、李山海は東人也。而して争論に次ぐに交迭を以てしたるも、明かに兩黨争權の餘響と断定して可也。

韓 國 政 争 志

韓 國 政 争 志

李銖行賄事件につき、其筋の探偵日に嚴なりしが、司憲府は之につきて、一新事實を探聞せり。即ち商人張世良は、李銖の米を受けて、之を三尹に致すの媒介をなせりと云へることと是也。是に於て、事に託して張世良を捕へ、之を禁府に護送して、的證を得むと欲し、訊問甚急なりき。而して之が關係者も、證人として召喚せられ、始めて其言を發せし儒生鄭汝忠の如きは、峻酷なる強問にあひて、死に垂んとせり。而も未だ證據を擧ぐることを能はざりき。

然るに、茲に又珍島郡吏にして、豫て李銖を怨める者ありき。此者人に語りて曰く、我若し事情を開陳せば、疑獄忽にして決せむと。司憲府之を聞き、命じて其吏を捕へしめ、因て以て狀を白さしむ。彼曰く、李銖米百石を張世良の家に送り、三

尹に分贈せしは事實なりと。此覺束なき告白によりて、宣祖は遂に三尹を免官せしめたり。而も張世良は未だ實を吐くに至らず。實に彼は鄭汝忠にも劣らざる苛酷の強問にあひ、笞刑を受くること二十餘、殆ど死に至らむとして、而も罪に服せず。自ら謂ふ、實に此事なきが故に、己れ生を貪らむが爲に、人を死地に陥る可からずと。其信念の堅固なる、頑として色に表はれたり。宣祖乃ち、李銖行賄の事、或は風説に過ぎざりしかと疑ひ、終に張世良を放免せり。

以上の究査によりて、結論を下すこと次の如し。即ち三尹受賄の説は、必竟證據不十分たるもの也。是を以て、三尹の官を免じながら、而も又、取次者と目せられたる張世良を無罪放免となすは、矛盾の判決と謂ふ可し。然りと雖、判決の不條

韓 國 政 争 志

韓 國 政 争 志

理を論ずるは、無用の事たり。故に一步を進めて、かゝる判決を以て鎮定せし疑獄の實情を究めざる可からず。而して其實情は、東人が稍頭を擡ぐる時代に遭遇したるに乗じて、西人の主要なる者を排斥せむとするの動機に基因したる外、他に意味なきものと斷言せざるを得ず。而して其動機は、事に表はれて好果を收め、正鵠を失せずして目的を達したるを以て、判決の理非には關係なくして事鎮定せる所以也。

上陳の三事情は、沈金補外の制裁が、毫も效を奏せざりしことを證明し、黨争の濁流は、反て其以後に於て一層汎濫せるを認知せしむ。而して此争は、更に時代の下るに従ひて増長し、因襲三百有餘年、遂に能く挽回すべからざるに至れる也。

第三編 老少分争論

第一章 尹鐫異説の唱道はいかなる結果を生ぜし乎。

肅宗朝の元老宋時烈と、其門弟尹拯との是非の論は、老少兩派の争點たりしこと、閔鎮遠の奏議を待たずして人の知る所也。閔文忠公奏議卷九 第十五丁右參看余は老少の分黨を以て、只單に宋尹師弟の是非の論に基するが如き、單純なるものにあらずと思惟すと雖、宋時烈對尹拯の争は、其源を久しき以前より發し、而も後まで、是非論の囂々を致し、緊要事件なるが故に、老少分黨の研究に於て、順序上、先づ其内情を開陳せざるを得ず。而して遠く其原因に溯れば、夙に興味ある重要問題の起

りつゝありしことを認知す可きに、未だ深く世人の穿鑿の之に及ばざるは恨事也。問題とは即ち、尹鐫異説の唱道が、時烈と拯との不和に及ぼし、影響是也。今其解決を試むるに當り、

- (一) 尹鐫學力の程度如何。
 - (二) 尹鐫はいかなる事を主張したるか。及宋時烈はいかなる地位に立ちしか。
 - (三) 尹拯の父尹宣擧は、尹鐫といかなる關係ありしか。
 - (四) 時烈は宣擧に對して、いかなる態度に出でしか。
- 此四項に分ちて陳辯す可し。

(一) 尹鐫學力の程度如何。

韓 國 政 争 志

めり。今其學力の程度を検するに、肅宗の末年に上りし、司直李世徳の上書中天事編年、肅宗紀、左の言ある見る。

鏞早托儒名、浪得虚譽、一時名流、無不與之親好、時烈初見鏞、抵書於文正公宋浚吉曰、行到三山、見尹鏞、與之論學、吾輩學問、眞可笑也、

文中鏞とあるは、鏞の初名也。さて此記事の價値如何。上書提出者たる李世徳は、尹拯の門人なれば、或は尹鏞を揚げて宋時烈を抑へたる形迹なき乎。

鏞の儒名ありしことは言を待たざる所なれば、特に朝野會通の懷尼始末同書卷二、終末を擧ぐるまでもなし。而して一時の名流之と親好にして、其學力に服せしことは、時烈が論大議仍陳尹拯事疏肅宗十三年正月二十八日附正に於て、上は大臣より下は韋布に至

韓 國 政 争 志

るまで皆之に風靡し、其學を以て朱子に勝るとなし、其書を傳録して相誑誘すと告白せしによりて、疑ふ可くもあらず。而して朴光一が、肅宗十年十月、時烈を懷徳の板橋村に訪ひたる時の談話筆記を見るに、時烈自身も亦、當初は尹鏞の聰敏に服し、ことを自白し、宋子大全附錄卷十、第六廿二丁左參看又時烈の論尹鏞尹宣舉疏中、彼が鏞に追隨して、師友の間に之を稱せしことを陳述せるが故に、大事編年、肅宗紀、上の條最初時烈が鏞に感服せしことは争ふ可からざる也。然れば則ち、李世徳の記事は、捏造の跡なく、信を置くに足るものと判せらるゝが故に、余は茲に之を採用して、尹鏞はもと、當時一流の儒家たりし宋時烈にすらも、一步を譲らるゝ程の學力ありしものと断定す。

(二)尹鏞はいかなる事を主張したるか。及宋時烈はいかな

る地位に立ちしか。

尹鏞は其學力に任せて、朝鮮開國以來、未だ嘗て人の試みざりし英斷を、學說の上に加へたり。抑半島の儒學は、其淵源を高麗の末葉に發し、李朝を一貫して系統を傳へ、一に朱子の註說によること、定まれり。而して李朝の儒家中、學殖の豊富を以て鳴れる人々は、李滉漢退、李珥漢退、成渾漢牛を推さざるを得ざる也。然るに尹鏞は、常に喜びて是等先輩の短處を擧げ、孝宗の初年、理氣說を著はして、退栗諸賢を斥けたり。此著今日見ること能はざるが故に、委曲の批評はなし難きも、時烈が是より、鏞を喜ばざりしは蔽ふべからず。何とならば、時烈は亦是等儒家の正統を承け、殊に彼の師金長生漢沙は、實に李珥の門人たれば也。然りと雖、未だ深く鏞を斥くるに至らざ

韓 國 政 争 志

韓 國 政 争 志

りしことは、孝宗七年、鏞が任官を辭せし時、「可并於伯夷」と稱賛せしによりて知る可き也。

然るに、其後間もなく、鏞は氣焰萬丈、朱子を攻斥するの端を開けり。而して其攻斥の事實を検するに、余は時烈の拯に與ふる書肅宗二年正月附、及其論大義仍陳尹拯事疏肅宗十三年一月附、崔慎の語錄下卷○宋子大全附錄卷十八第三十二丁右、時烈の朴世采に與る書肅宗十五年五月十六日附、朝野會通の懷尼始末陳前等によりて、以下の四事實を確むるを得たり。

- (1) 鏞は朱子の註說を非として、已れの見解を以て之に易へしこと。
- (2) 中庸の章句を除去し、自ら新註を作りて其徒に授けしこと。

(3) 其著書中、宋の寧宗を以て、其父の位を奪へる人となし、朱子の之に仕へたるは、仕ふべからざるに仕へたりとするの意を寓せること。

(4) 遂には、孔子と雖、諱む可からずと思惟するに至りしこと。

今之を時烈の主義とする所と比較するに、氷炭相容れざるの差違を示せり。時烈の主義は門人權尙夏漢の撰せし時烈の墓表を讀まば、思半に過ぐるものあらむ。而して此墓表によれば、時烈は朱子を以て、義理の蘊奥を説き盡して亦餘す所なしと爲し、後人は只之を尊信して、其旨意を闡發するを要とし、書を著はして後に傳へむと欲するは贅なりと思惟せし也。時烈は斯の如き主義の人なるが故に、尹鏞の新説

韓 國 政 争 志

韓 國 政 争 志

に對して大に怒れり。怒つて鏞を訪ひて嚴責を加へたり。鏞は冷然として之に答へて曰く、經傳の奥意、豈朱子獨り知つて吾輩の知るを得ざることあらむやと。大事編年むる所、尙鼎重の啓文參看後更に書を送つて之を責むと雖、鏞遂に其説を改めざりしかば、時烈は交を鏞と絶てり。而して鏞は、自ら信ずる所甚厚く、己れの功を以て禹の下にあらずとなし、朱子を以て孔孟を祖述するにあらずと斷じ、眼中義理ありて朱子なかりしこと、兩賢傳心錄卷五第十によりて亦窺ふ可きが故に、容易に其説を變ぜざりしは怪むに足らざる也。

偶々孝宗は、在位十年にして昇遐し、其父仁祖の繼妃たりし慈懿大妃趙氏猶存せしかば、此大妃の服す可き喪に關して、時烈と鏞との論争は開かれたり。而して余は是を以て、只

韓 國 政 争 志

單に學說の衝突のみと速斷する者にあらず。我文祿役の前、東人中より分派せし南人と、在來の西人との軋轢は、大に之に加味せることを明言せむとす。何とならば、西人の傑物たる時烈は、孝宗一代に重用せられ、清に復讐するの機あり彼の得意は、即ち是れ南人失意の時代なれば、南人の不平は一日にあらざりし時に當り、孝宗の薨去にあひ、南人の積鬱は、端なく尹鏞に代表せられて、時烈との論争となりしことを推知し得可ければ也。然りと雖其論争たるや、根據とする所は、即ち儀禮の註疏に關する解釋の相違より起れるものなれば、表面上は、學說の一衝突と謂て不可なき也。其雙方の論點は左の如し。

(1) 儀禮喪服の疏に、たとひ大統を繼承せむ火たりとも、其

韓 國 政 争 志

論議

死後、三年の喪に服するを要せざる場合あることを説けり。欽定儀禮義疏卷二十今孝宗大王は、即ち其場合に適合せるものにして、倫序に於て第二子なるが故に、慈懿大妃は、喪に服すること一年にして可也。以上宋時烈等の議論

(2) 儀禮斬衰章の疏に、第一子死せば、適妻生む所の第二長者を取りて之を立て、亦長子と名づくといへり。同書同卷

右參孝宗大王は次子なりと雖、第二子昭顯世子死して之を立てたるなるが故に、其義長子と異なる所ある可からず。是を以て、慈懿大妃は喪に服すること三年なる可し。以上尹鏞等の

此論争は、遂に人身攻撃に亘り、南人は時烈を以て、宗統を亂し君父を貶する者として、之を罪せむことを請ふに至り

しかども、未だ時烈を陥るゝこと能はずして、當時の王顯宗は、其年の論に従へり。然りと雖、是より南人が時烈を倒さむとするの運動猛烈となれり。

此運動は、顯宗の晩年に至りて益劇しく、遂に肅宗の世に入りて效を奏せり。故に肅宗即宗の年、十二月十八日附の南天漢等の合啓は、首尾よく王の裁可を得、合啓の主旨は時烈の服制子となせるものにして、誤謬の懸見なり之に反して、四學儒生李世弼等の上疏は、疏中曰く「己亥以後、善惡混同、時之輩、以儀禮一譴斥にあひて、歎自以爲難得之奇貨、果進凶疏、欲售奸計」云々李世弼は靈光に配せられたり。是に於て、時烈の位置は最早保持せらる可くもあらず。やがて官爵を奪はれて京外に放たれ、烈時に六十八年、翌年一月、徳源府に遠竄せられ、同五月、長鬢縣に移されたりしが、猶反對黨を満足せしむること能はず。鐫の計に

韓 國 政 争 志

韓 國 政 争 志

よりて、更に巨濟島に移配せられたり。是れ肅宗五年三月にして、時烈の七十三歳の春なりき。

時烈の黜けられたるは、西人の勢を失ひたる也。故に其後領議政に任ぜられし許積、及左右議政たりし權大運、許穆等は、皆南人たりき。而して彼等一流が、いかに時烈を追窮するに汲々たりしかば、清南濁南の分争を生ずるに至れるを以て知る可しとす。肅宗三年十月附の幼學具論の疏に曰く、所見偶々儒臣と同じければ、人之を目して清南といひ、所見偶々領相と同じければ、人之を目して濁南と云ふと。其所見とは何ぞや。他ならず。時烈を罪する意見の緩嚴是のみ。嚴なるを濁南とす彼等は一時烈を罪するの緩嚴を以て、同黨の分裂を見るまでに狹量となりし也。

清南派究極の目的は、時烈を殺すにあり。而も濁南派は、其過酷なるを以て之に同意せざるが故に、清南の許穆等は、先づ濁南の許積を陥れて、自己の主張を果さむとせり。此際尹鏞は、いかなる進路を取りしかを視るに、始めは清南に與して、後には濁南に移れり。而して、許穆等は、遂に其目的を達する能はず。許積等も、專横の結果、久しく其位置を維持すること能はず。尹鏞も亦遠竄にあひ、暫く失意の境遇にありし西人をして、再び名を成すの地を與へたり。而して西人が全く疇昔の勢を恢復せしは、肅宗六年の變革、即ち所謂庚申の大黜陟にあり。而して鏞は、此時不軌を圖るの罪に坐して死を賜ひ、之に反して宋時烈は、捲土重來、巨濟の謫所より召されて京に還れり。

韓 國 政 争 志

韓 國 政 争 志

以上の事實によりて、尹鏞は學問上の平和を破りしこと、及其理由、并に宋時烈が之に反對せしこと、及其理由を確むると同時に、尹宋の論争は、之に加味するに西南兩黨の權力争奪を以てし、一起一仆、遂に學術上無意味なる軋轢に陥りしことを解明したり。

(三)尹拯の父尹宣舉は、尹鏞といかなる關係ありしか。

此問題の解決は、即ち尹鏞の事蹟が、いかにして老少分黨起原に連絡あるかを説明する所以也。然るに此問題は、宋時烈の見る所と、尹拯の見る所と、大なる差違あるが故に、先づ其雙方の所見を述べ、次に之を論評せざる可からず。

(1)時烈は、衷心、宣舉を以て鏞の説に心酔せる者と信じたり。其證は、肅宗十年十月、朴光一が板橋村に時烈を訪ひし時

韓 國 政 争 志

の談話筆記に、時烈は、宣擧が鏞を救護するに餘力を遺さざることを痛言せるのみならず、肅宗十三年正月二十八日附の論大義仍陳尹拯事疏に於て、時烈は宣擧が鏞に惑へる者の最たることを公言し、又同十五年四月六日の時烈の私記に、鏞が朱子を攻斥する亂賊なるに、宣擧は死力を以て之を助け、其勢をして益熾ならしむと曰ひ、翌月十六日附の朴世采に與へたる書中にも、亦之と同意の言を交へたり。肅宗十五年は、即ち時烈の禍に罹りて死を賜ひし年なれば、彼は其死に至るまで、深く之を信ぜしこと明也。

(2) 尹拯は、其父宣擧を以て、鏞と絶ちしものとなせることは、彼が肅宗十三年四月四日、朴泰輔に與へたる書、及同二十五年六月十九日、羅良佐に答へたる書によりて、明亮也、其朴

韓 國 政 争 志

泰輔に與ふる書に於ては、宣擧と鏞との關係を辯解して、次の如く云へり。宣擧は初め鏞と親善なりしが、時烈が異端を以て鏞を斥くるや、宣擧は士林に事を生ずるを憂ひて、時烈を諫めたり。顯宗元年の禮争の後、時烈が禍心ありとして鏞を斥くるや、宣擧は、君子平恕の道にあらずとして、更に之に忠告せり。然れども鏞に對しても、亦戒むるに好奇の弊あるを以てし、遂に禮争の後、之を斥くるに至れるなりと。而も此辯解は、宣擧が鏞に絶つ度の極めて薄弱なるを表明せり。而して羅良佐に答ふる書に於ては、更に辯じて曰く、禮争の事起るの後、再度宣擧に書を與へて之を責めたるも、彼之を聽かざるが故に、後彼と書を通せず。是れ友道已に絶へたる也。豈必しも詆罵して後相絶つと謂はむやと。彼が其父宣擧

の鏞と絶交せりと辯解せること至れる哉。彼は啻に是を以て満足せず、遂には其父を目して鏞に黨せりと云ふの説は、時烈が人を陥るゝ策略なりとせり。其證は、肅宗十三年二月、彼が羅良佐に答へたる書中に、此事を明言せるを以て亦蔽ふ可からざる也。

以上宣擧の進退に關して、宋尹見點の相違を明かにせり。而して余は、宣擧を以て尹鏞を信ぜしものなりと査定せざるを得ざる理由は、之を次の三項に分ちて論證すべし。

(1) 黄山書院に於ける争論。

宋時烈が「興或人」の書中、十一月日不詳〇宋子大全卷百二余は最興味ある事實を見出せり。孝宗四年、宋時烈、兪棨、尹宣擧等、約十人事を以て黄山に會し、其夜書院の講堂に宿したりしが、此

志 争 政 國 韓

志 争 政 國 韓

夜時烈と宣擧とが、尹鏞の事に關して、一場の論争を開きしこと是也。此争論に於て、宣擧は鏞を稱揚すること聖人の如く、其蘊奥を窺ふべからずとなし、時烈は鏞が朱子を攻斥せる行爲を以て、斯道の亂賊となせり。宣擧曰く、義理は天下の公物也。鏞其所見を以て朱子の註説を評するに、何の不可かこれあらむと。時烈曰く、朱子以後、一理の明ならざるなく、一字の晦きなし。萬一疑ふべき所ありとせば、朱子の書に就きて、其點を指摘すれば可也。豈任意に朱子の中庸を削りて、己の説を以て之に代ふべけむや。宣擧曰く、是は即ち鏞が高明に失する過也。時烈怒て曰く、君は朱子を以て高明なる能はずとし、反て鏞を以て之に勝れりとする乎。且古の所謂高明とは、君の云ふが如きにあらざるなりと。宣擧曰く、高明は吾

韓 國 政 争 志

の失言也。これ輕脫の致す所なりと云はむ。時烈曰く、既に亂賊と云ふは、輕脫をこれ云ふのみ。春秋の法によらば、鏞よりも、先づ之に黨せる君こそ、法に伏すべけれど。

右時烈の書簡中に見えたる争論は(a)筆者自身の經驗を記したるものなること、(b)傍聽の證人ありしこと、(c)李秀彦が、後に羅良佐を論するの疏中に、公然此衝突を明言せること、(d)宣舉父子一派は、他の事につきては、百方辯解せるにも係らず、獨り此事は沈黙せること等より推し、事實信すべきものと判せざるを得ず。是を以て余は、右の書簡によりて、孝宗四年の頃には、尹宣舉が尹鏞を信奉せるものなりと斷定す。

(2) 東鶴寺に於ける黑白論。

韓 國 政 争 志

前陳の時烈が「與或人書」及其の「與尹拯書」肅宗二年六月十四日附「荅尹拯書」年月同上のもの、及九「與朴和叔書」肅宗十四年十二月二十六日附「并に尹拯が「與懷川書」肅宗十四年附等によりて、余は又左の事實を檢出せり。

顯宗六年、宋時烈、李泰之、尹宣舉等數人、東鶴の山寺に會合せしことありき。其席上に於て、また尹鏞邪正の争論は起れり。而して辭氣互に抗厲して日曠に至れり。時烈宣舉に謂て曰く、必しもかく争ふを須ひず、一言を以て之を決する可なり。君試に言へ、朱子是か、尹鏞是か、朱子非か、尹鏞非かを。宣舉良久して曰く、論ずるに黑白を以てすれば、鏞は黒也、論ずるに陰を以てすれば、彼は陰なりと。已にして事故ありと稱して先づ歸れり。泰之、時烈に謂て曰く、宣舉もと虚怯、今日の言

未だ信ずべからずと。翌年春、宣擧果して時烈に書を送りて曰く、所謂黑白の辨は、只論議の上に就て言ふのみして、人品の鑑は是れ又別なりと。

此議論の後、意志の衝突は益甚くなれり。即ち時烈は、宣擧を以て、一時を彌縫して、其實鏞を信奉するものとなし、而して尹の側に於ては、亦之が辯解に力めたり。今其辯解の主意を探るに、黑白陰陽の説は、宣擧只時烈の間ふ所に因て答へたるのみにして、素其本意にあらず。泰之が其信ずべからざることを時烈に謂へりと云ふは、之れ捏造の説なりと云ふにあり。明齋遺稿別集卷四 第十九丁右参看されど此辯解にては、毫も宣擧が鏞と絶てることを證明するを得ず。而して宣擧の死後、尹派の一人朴世采が、顯宗十四年、時烈に答ふるの書に於ては、一種の

韓 國 政 争 志

中裁説を提起せるを見る。其要は、時烈をして黙恕せしめ、死者をして耻なからしめむことを懲慝するにありし也。

右の證明によりて、余は顯宗六年の頃にも、宣擧が鏞崇拜を棄つる能はざりしものとする論の成立を認めざるを得ず。而して顯宗六年は宣擧の死より實に四年以前なりとす。

(3) 宣擧臨終の時の事情

顯宗十年四月十八日、尹宣擧死するに當り、尹鏞其子をして會葬せしめたりしに、尹拯は之を受けたり。是に於て時烈は、尹家が果して鏞と絶たざりしを認めて之を責めしこと、朴光一の語録中、尹拯が時烈を訪ひし時顯宗十年秋の問答、及時烈が「與朴和叔」書顯宗二十四年附十二等によりて明也。而して拯は、後之が爲に辯じて曰く、先人の鏞に於けるや、友道は絶ゆと雖、舊

韓 國 政 争 志

韓 國 政 争 志

誼を以て來弔せるに豈受けざるの理あらむやと。大事編年肅宗紀孝世德原情
 此事は、時烈が後に拯を攻撃するの一材料に供せられたるもの也。然れども余は、是よりも、宣舉臨歿の時に草したる、時烈に與ふるに擬するの書を取る。此書は、後尹拯が父の墓誌を時烈に請ふ時、時烈の許に携へ行きて、之を示したるに、よりて、隠れなきものとなれり。而して其書中「尹鏞、許積二人、安得斷以讒賊、而不之容乎、」の語あり。是れ何よりも、宣舉が其死に至るまで、尹鏞崇拜を棄てざりし憑據にあらずや。

以上の三事實によりて、尹宣舉は尹鏞を信じて、其説を改めざりしことを斷じ得べし。

(四)時烈は宣舉に對して、いかなる態度に出でしか。

時烈が其主義に於て、尹鏞と氷炭相容れざりしこと、及び

韓 國 政 争 志

尹宣舉が尹鏞を推崇せしことは、前言ふ所の如し。是に於て、時烈は勢亦宣舉を斥けざる可からざる也。實に黄山書院の争論に於て、時烈は直ちに宣舉に向て、鏞よりも先づ君こそ法に伏すべけれと曰ひしは、明に時烈の意志を吐露せるもの也。猶權尙夏の撰せし宋時烈の墓表、及懷尼始末朝野會通卷二十二附錄等によるも、時烈が宣舉排斥の事實を確むるを得べしと雖、肅宗十三年正月二十八日附の、時烈が論大義仍陳尹拯事疏「に至りては、最要領を得可く明言せられたり。曰く「臣不自量度、始則忘身而斥鏞矣、至是則又捨鏞、而斥宣舉」と。是によりて、時烈が宣舉を斥けたるは、慥なる事實と決定せり。

宣舉は已に時烈に斥けられたり。其子拯は、隨て時烈に對して不満なりき。尹鏞異説の唱道が、時烈と宣舉との衝突と

なり、延て時烈と拯との反目に至れること蔽ふべからず。而して時烈が朴光一に語れる言中、朴光一語録〇宋子左參看既有老少之説、何事不有、大抵近日事、其源則、以痛斥尹鏞之故、因仍至此矣」と告白せるは、此結論をして益確固ならしむ。

第二章。尹拯は、宋時烈に對していかなる關係を有し、又いかなる感觸を抱きし乎。

尹拯が宋時烈に對して有せる關係は、誠に淺少にあらざりし也。先、彼が時烈の弟子たりしことは言ふまでもなし。今其師弟の關係を細説するに先ちて、血族關係の有無を尋ぬるに、余は信ずべき材料中より、左の事實を確むるを得たり。

(一)拯の妻は權總號炭谷通常炭翁と書に見ゆの長女にして、總の次男惟は、

時烈の長女を娶れり。

(二)拯の伯父藝文の子搏は、時烈の次女を娶れり。

之を更言すれば、(一)時烈は拯の義兄弟の舅にして、又(二)其甥の舅たり。今試に拯が尹鏞に對せる血族關係の有無を觀るに、拯の家は坡平の尹氏にして、鏞の家は南原の尹氏たり。其出處の差異は、即ち其家系の差異を表明せる所以なれども、後權總の次女即ち拯の妹也が、鏞の子義濟に嫁せるによりて、茲に血族の關係を生ぜり。されば血統上、拯は時烈及鏞に對して、共に遠き姻戚に屬し、殊に時烈には、二重の關係を有せし也。

さて拯が時烈に對する師弟の關係は、いかなる時に起りて、いかなる變遷をなしたりし乎。之を査定するの好材料と

して、余は拯の「答羅顯道書」顯道は良佐の字。此書月日不詳と雖、肅宗二十一年と判定す。〇明齋遺稿別集卷四第三十九丁より第四十一丁右まで參看を取る。今此書の據る可き所より推算して、時烈に關係せる事件の略譜を製すれば左の如し。

一、拯の幼時、父宣擧は、時烈と相知れるが故に、時烈は屢尹の家に来りしかば、拯は之を待つに斯文の長者を以てせり。

一、彼の二十六七歳の頃、慎獨齋時烈の師たる金長生の子に就きて、朱子節要、及朱子大全の疑を問ふことありしが、慎獨齋は、朱子の書に通曉せること時烈に若かずとなして、時烈を推薦せしかば、彼の父は、彼をしていよく時烈に就かしめたり。

一、二十九歳の春八年、宗より、彼は朱子大全を時烈に授かり

數年にして其二十餘卷を終へたりしが、未だ業を卒ふるに至らざりき。

一、此頃彼の父は彼に教へて曰く、時烈の突兀たる所は却て好し、須く其好き所を師とすべし。而も病弊は知らざる可からずと。而して彼は、其病弊が時烈の氣質にありと推定せり。

一、五十六歳の時十年、宗彼は、時烈と往復したる書によりて、遂に師弟の義を絶てり。

一、五十九歳の時三年、宗以來、時烈は彼の父巳前に十九年を辯難すること切りなるが故に、彼は時烈に對して復其號卷を呼ばずして、懷川地名を以て稱し、遂に其死肅宗四十年に及びり。拯は肅宗四十年に死す

韓 國 政 争 志

此略譜によりて、拯が時烈の門に入りし歳を明にすべく、又彼の父宣擧は、時烈に敬服せずして、其短所をも拯に指摘し、彼をして其師に對して、絶對的尊敬の念を起さざらしめしことを見る可し。而して宣擧は、時烈の容るゝ所とならず、拯も亦時烈に平ならずして、其血族及師弟の關係を擲ち、遂に五十六歳の時に至り、公然之と絶ちし變遷は、亦この畧譜によりて、其要領を知得すべき也。

拯が時烈に對して、當初より絶對的尊敬の念を有せざりしことは上陳の如し。而して其父が時烈の爲に斥けられてより、彼が師に對する尊敬の念は益破壊せられたり。此際彼は其師をいかに了解して、心中いかなる感觸を抱きしかは、茲に推究し置くの要あるを見る。

韓 國 政 争 志

彼は其父の熱心なる辯護者也。是故に時烈が宣擧を斥くるに當りてや、彼は師を抑へて父を揚げたり。肅宗十年、彼が友人朴世采に答ふる書月日の不詳と列定すに於て、先人の學は内也、實也。尤翁の學は外也、名也。尤翁は時烈也と曰ひしは其證とす。父の辯護は即ち師に對する懷疑也。而して彼が師に對する懷疑は、肅宗七年の夏、時烈に與ふるに擬せるの書程、細密にして又明白に發表せられたるものあらざる也。此書は縷々三千字に垂んとし、彼が胸中の鬱を洩し盡して餘蘊なきもの、如し。依て余は此書を選択して、彼が時烈に對する感觸を説明する資料の隨一となし、而して此資料によりて、左の八要點を擧ぐることを得たり。

(一)時烈の躬行上に顯はれたるもの。

拯の觀察によれば、時烈の主張は、甚分に過ぎ、自引高きに失す。主張分に過ぐるが故に、心を虚にして益を受くること能はず。自引高きに失するが故に、人疑を質して難を發すること能はず。之れ名は世を壓して、徳足らざる所以なりとせり。

(二)接物の上に顯はれたるもの。

時烈は人を責むるに猛なるを剛と爲し、力を以て人を服するを剛となす。是故に、人を攻め人に勝つの語、話頭に絶えず。一言の異同、一事の差違も、之を追窮して、平生の情義を顧みず。

(三)符驗に顯はれたるもの。

右の結果として、門下に從遊する者、談論を主として修身

の法を講せず。朝にあつては、同異好惡を以て親疎を分ち、野にあつては、勢威を以て相響動し、郷黨の風儀は頽れ、士林の承奉は情に過ぎ、人は其威を畏れて其徳に懷かず。

(四)文章に顯はれたるもの。

一に朱子を主とせるが如しと雖、實は只其名目のみを擬し得て、其意義は之に似ず。又先づ已れの意を立て、朱子の言を假るものあり。故に人は、外抗する能はずと雖、内は多く服せず。

(五)事功に顯はれたるもの。

平生の樹立は、大義を唱明するにあるが故に、其初は人心を喚醒するも、久くして其實なし。是を以て、讐を清國に復する事の如きも、遂に見る可きの實事なし。

韓 國 政 争 志

(六)其氣質は移らず。時烈の氣質、剛徳多きが如しと雖、之れ眞剛にあらず。已れに克つ能はずして、忿と慾とに制せらる。故に其病を矯め、其氣質を變ずる能はず。

(七)學問は誠ならず。人實心なければ、天理に悖る。今時烈氣質の病弊、此の如くにして、矯むること能はず。實心學を爲す能はざるや、知る可し。

(八)結論。義は天理也。利は人慾也。天理に純なるものは王道也。人慾を雜ふるものは覇術也。今時烈が其内に存する所、及其外に發する所、上陳の如くなれば、一に天理に出づと云ふ可

韓 國 政 争 志

からず。然らば則ち、朱子戒むる所の、王霸並用義利雙行を免るゝこと能はざる也。

拯の眼に映せる時烈は、實に右の如くなりき。而して此書簡に吐露せし所は、決して無責任の妄談にあらず。否、彼の自ら思惟せる所は、寧ろ此以上でありし也。其證は、彼が羅良佐に答ふる書前引の末段に於て、時烈の自ら欺き天を欺ぐの實狀は、只吾輩身其禍に當りて之を知ると放言せるにて知る可し。彼の心中已に此感觸を抱く。遂に時烈と合ふことなかりしは偶然にあらざる也。

第三章 伊拯が墓文を宋時烈に請ひし事に

就き、世にいかなる誤傳ある乎。

尹宣舉が魯城郡尼山の邸に死せしは、顯宗十年四月十八日也。行年六十歲而して其十四年、子尹拯、父の墓文を師宋時烈に請ひたりしが、文成るに及びて、自己の意に適はず。遂に時烈に背くの端を開けるは事實也。

然るに此事は、燃藜述だに語る所なく、又之を明に道破せし人嘗て無し。已むなくんば、韓國の朋黨一篇乎。朝鮮月報第三號第十九丁記者は老少分黨の條に於て、韓人の口碑を採録して左の如く曰へり。

明齋の母の碑文を師尤菴の時烈に乞ふ。丙子の亂、都民悉く江都華島江に亂を避く。明齋の母亦た其中にあり。江都亦た胡兵の亂入するところとなり、婦人胡兵の爲に汚されざるもの殆んど稀なり。尤菴、明齋の母の行狀を記するに

當り、江都之事、問諸水濱の句あり。明齋大に怒り、終に師に背きて樹立するに至れり。此時尤菴年老ひたれば、尤菴に黨するものを老論といひ、明齋に黨するものを少論といひしなり。

余は老少分黨の起原が、墓文の一條に基けるが如き單純なるものにあらずと思考すと雖、只此記事が偶々墓文の事に接觸せるを喜ぶのみ。さて此説によれば、拯の母は、仁祖十四年の清兵の侵入に當り、江華島に遁れて清兵の辱むる所となりしかば、時烈其墓文を撰する時、文中に其意を偶せしより、遂に拯の怒を招けるものゝ如し。余は此説の紕繆を正さむが爲に、左の三點につき、簡單に證明を試みむとす。

(一)拯の母は清兵の辱むる所とならず。

韓 國 政 争 志

(二)卑怯の舉動をなし、は拯の父也。
(三)拯の時烈に請ひしは、母の墓文にあらず。
是也。

(一)拯の母は清兵の辱むる所とならず。

燃藜述十一卷仁祖記事本末、江都敗没、殉節婦女の條、劈頭第一に、江華志を引て、拯の母李氏の最後の事を叙せり。是によれば、李氏は、甲申地名守を失ふと聞き、仁祖十五年正月自ら縊死せしものにして、實に最初の殉節者たり。其時、夫宣擧は衛士の伍にありて、李氏の許に歸り居らず。而して子拯は、年方に九歳にして、母の死の目撃者たりし也。依て今其目撃者の告白する所を調査するに、實に左の言あるを見る。

先人宣尹於辭咨議陳情時、有復於慎齋先生集一歎曰、其

韓 國 政 争 志

時某、宣與諸士友聚、謀處身之所、亡妻知事急、遣婢邀某、某至、則曰、與死於賊、不如早決、願一見而訣耳、某不忍見、走歸士友所、云々、其時先人不在家中、曲折實與不肖所追記者合、此其實蹟也。中先妣處義之明白、不肖之尙今了然於心目、而中夜泣血者也。附肅宗十年七月二十三日、拯の時烈に答ふる書
余は此目撃者の告白を否定するに足るべき反證を得ざるが故に、燃藜述の編者と共に、拯の母李氏は、自ら縊死して、清兵の辱むる所となりしにあらずと断定せざるを得ざる也。

(二)卑怯の舉動をなし、は拯の父也。

拯の父宣擧が、此際に於ける進退は、男らしからざりしこと疑を容れず。仁祖十五年正月二十一日、清兵江華島に亂入

韓 國 政 争 志

するや、城の南門を守りし權順長、金益兼の二人、尹宣擧の守地に赴て、共に身を處するの道を議す。宣擧曰く、古人之を行ふ者あり、劉謙是なりと。二人之を然りとして、其守地に歸りて自殺し、是れ正月二十二日なりしこと、仙源は金尙容の諱也又宣擧の妻も自殺せしこと上陳の如くなるに、宣擧は妻と友とに負き、名を宣トと改め、珍原君李世完の南漢山城即ち仁祖の避地也に赴くに乞ひ、宣擧嘗て珍原君の家の上院中に住せしを以て之微服して馬を牽くの奴となり、之に随つて城華江を出で、遂に其生を偷みしことは、何人も蔽ふ能はざる事實也。否、宣擧自らも、是より廢人と稱して官途に就かず、専心學問に従事せし事蹟は、即ち心中深く慚ぢたるによるものにして、自ら前陳の事實を白狀せるもの也。是に關して尹拯は、其父を辯護して、此時必しも江華に死

韓 國 政 争 志

すべき理由なしとせり。肅宗七年夏、彼が友人羅良佐に答ふるの書、及同十一年、彼が史局に致すの書に於て、明に之を公言し、權金二公は、南門にありしが故に、金尙容と共に焚死せしまでにして、先人は、老親を南漢山に見て死せむと欲したるが、偶然命を拾ひしのみと反覆せり。而て羅良佐は、後上疏して更に之を敷延し、宣擧は此時事ある所あるにあらず、只兵を避て江華島に入れるものなるが故に、兵到りて乃ち去るは士の常分にして、固より必死の義あるなしと辯解せり。時烈の見點より之を觀る時は、宣擧の江華島に於ける舉動は、破廉耻なりと思惟せられたるは論なし。故に肅宗十一年十月八日、彼が朴世采に答ふるの書中、已に其意を洩らし、

一曰く、江都之事、多致人言、有不忍聞之說、愚則只誦朱子荃豆詩、以絶日、以此誦、吉甫則吉甫亦不得辭矣」と○吉甫は宣擧の字

韓 國 政 争 志

後に朴世采に與へし書年月日不詳なれどもに於て、其死を畏れ生を貪り、廉耻の性なきことを明言せり。曰く「畏死貪生、蕩然於廉耻之性者、已蕩然矣」金榦の語録によれば、宋子大全附録卷十宣舉の江華島に入るや、主將金慶徴、怠りて敵に備へざるを以て、特に書を送りて之を責め、又自ら請ひて城門を分守せるものなるが故に、泛然亂を避くるの士と同じからずと時烈はいひ、而して妻に勸めて促して自決せしめながら、自身は遂に死せざりし不義者となせり。朝野會通懷尼始末も亦之と同じ

以上宋尹雙方の見解の差違を比較したるが、是を當時の諸記録、及拯自らの告白に徴して推考するに、枝葉の水掛論はさしおき、其大體に於て、宣舉は江華脱走の怯に出でたりと認定するも、毫も不可なき也。

韓 國 政 争 志

(三)拯の時烈に請ひしは、母の墓文にあらず、拯が母の墓文を時烈に請ひたりとは、是れ大なる誤傳たること辯ずるまでもなし。若しかゝる墓文ありしならば、時烈一代の遺稿を集めて大成したる二百十五卷外に附録の宋子大全中に於て、豈之を收めざるの理由あらむや。若し萬一之を脱せりとするも、當時の記録中、一言之に及ぶものなき能はざる可し。然るに此事の證據は、毫も所見なき也。さて拯が父の墓文を時烈に請ひしは、紛れもなき事實也。崔慎の語録卷下にも、拯が時烈の許に來りて、其父の墓銘を請ひしかば、時烈は記して之を與へたりと見ゆ。宋子大全附録卷十尹拯と同じく時烈の門下生たりし崔慎が、自ら其見聞を記せるなれば、亦疑を容る可からざるのみならず、懷尼往

復中に收めたる拯の書中にも、先人銘文の語所々に見え、又朴世采の時烈に答ふる書日附なきも肅宗三にも、魯丈碣文の語見ゆ。宣擧の家は晉城郡尼山にあり故に宣擧を魯丈と云斯の如くに列擧し來らば、殆際限もなかる可し。

以上の糺明によりて、韓國の朋黨に採録したる、老少分黨起原に關する傳説は、父と母とを混同せるを知るべき也。

第四章 何故に尹拯は、其父の墓文の事より、

宋時烈に背くに至りし乎。

余は前に、拯が父の墓文を時烈に請ひ、文成るに及びて、自己の意に適はず、遂に時烈に背くの端を開けることを曰く、是れ拯が時烈に貳するの口實となし、所なるが故に、更

に其委曲を開陳せざる可からず。依て余は、

(一)時烈の草せし宣擧の墓文とはいかなるものなりしか。
(二)拯の意に適はざる點は那邊にありしか。又彼は之に關して、時烈にいかなる交渉を重ねたりしか。

(三)時烈はいかなる考を以て墓文を草せしか。

此三問題に分ちて辯明す可し。

(一)時烈の草せし宣擧の墓文とはいかなるものなりし乎。

宣擧の墓文は、國朝人物考卷三十五第八十七にも之を録し、又宋子大全卷百七十九自第二十四丁右至にも之を收めたり。尤是は最初顯宗十四年に草せし原稿にあらずして、多少の改竄を経たるものなれども、其大體に於ては大差なき也。文は無慮二千六百七十六字より成り、筆を宣擧の死に起して、家系よ

韓 國 政 争 志

り畧歴に及び、筆者自身の宣擧を知れる事より、朴世采の状文最當を得たるを説き、遂に其語を引用して宣擧の性行を賛し、之に附するに家族の記事を以てして、銘に及べり。之を全體より觀察するに、毫も宣擧を譏るの文字を見ず。かの江華の脱走を叙する處の如きは、極めて筆を省き、嘗て筆者自身の所謂「江都俘虜」の片言隻語を顯はさず。否、其自ら宣擧を知れる事を説く處に於ては、「公を知る詳にして、公に服せる深き者、余に如くなかるべき也」と曰へる程なりとす。唯其徳を叙する處に至りては、老病を以て措辭する所以を知らずとし、茲に朴世采の書せし状文を假り來りて、始めて百方稱賛の辭を呈せり。而して其銘の結末にも、「今世何人、以褒以彰、尤矣玄石、○朴世采の號極其辜狀、我述不作、揭此銘章」の句を以

韓 國 政 争 志

て筆を擱したり。是を以て之を觀れば、たとひ宣擧を譏るの語なしとするも、宣擧を稱揚するは、亦筆者の誠意にあらずと判定せらるゝは、豈誣妄の見解ならむや。

(二) 拯の意に適はざる點は那邊にありしか。又彼は之に關して、時烈にいかなる交渉をなしたりし乎。

時烈の草せし墓文の初稿は、拯にいかなる感を與へたりし乎。言ふまでもなく、拯をして、時烈は宣擧に薄しと思惟せしめたる也。而して拯が此文を得たる時、時烈に答へたる書の句、後世に傳存せるが故に、是れ當時に於ける拯が心中の秘鑰を開披し得べき、何よりの好材料也。而して此書の冒頭に於て、拯は果して、時烈が世采の語を引ける行文を非難し、時烈は宣擧平生の事を知悉しながら、今朴世采の言此の如

しと言つて、己れ知らざる如くなるは、人情に遠きにあらずやと公言せり。是れ素より拯が此文に對して不平なる第一點也。

余は更に此書簡を精査して、拯が父の墓文を時烈に請ひし所以、及其文成りて、最初の期望に反せし所以を考へ、之を左の諸點に歸す。

(1) 時烈は大儒にして、拯の師たりしのみならず、宣舉亦之と講質の誼を有せしこと四十年、宣舉平生の事は、時烈の知る所なるが故に、拯は友人朴世采の草せし狀文を以て足れりとせず、更に時烈の有力なる筆を假りて、父の事蹟を不朽に傳へむとし、茲に其墓文を請ひしものなる事。

(2) 右の結果として、拯は敢て百方賛揚の辭を要求するにあらざるも、時烈が深く宣舉を知り、其舊友知己として椽大の筆を揮ひ、以て宣舉の人物を大ならしめむとせし意ありし事。

(3) 文成るに及びて之を見るに、時烈が自ら筆を下し、所は只概言に過ぎず。もし宣舉平日の論議時烈と合はざりしならば、某事々々は相合はずと明言せば、幽明の情義に於て妨ぐる所なきに、只漠然と書き流せるは、宣舉を疎外したるものなりとて、拯の豫期に添はざるものたる事。

(4) 凡そ他人の言を引用することは、(a) 全く死者を知らずして、他の人の説の信すべき時、之に據りて以て實を爲

す場合も又は、後人敢て自ら擅にせずして、先輩の言を籍りて重きを爲す場合たるべきに、今時烈は、死者を知らざるにあらず、而も後輩たる世采の語を籍れるは、是れ引用當を得ずして、又宣擧を疎外せるものなりとて、拯の豫期に反せる事。

(5) 世采の状文を以て足れりとするならば、更に時烈に文を請ふの必要なきに、今時烈は反て世采の状文によりて言を立つ。是れ豫て其希望せし所にあらざる事。

以上正確なる材料の推究によりて、拯の意に適はざる點は那邊にありしかの疑問を氷解し得たるを以て、是と連絡せる次の問題、即ち拯は時烈といかなる交渉をなしたりしかに移りて一言すべし。

韓 國 政 争 志

右に引用せる書簡と共に、拯は又直に墓文の改訂を時烈に請へり。是を顯宗十五年の事となす。而して其改訂は、成るべく多からむことを希望せり。然るに時烈は、五月十八日附の回答に於て、墓文の辯解をなし、我見識實に及ばざる所あるが故に、敢て容易に説を立てざりしなりと云ひ、又中心朴世采を尊仰すること喬嶽の如くなるを以て、其語を假りて説をなすは、亦宜からずやと擲論し、拯の要求に應ぜむとせざりしかば、拯は直ちに第二回の書を送り、尋て又第三回の書を呈したり。而して此兩回の書は、第一回の書意を反覆せしまでにして、新提議あるを見ずと雖、墓文の原稿につき、所々に籤標を附して返したるは、最其焦慮の痕迹を觀るに足る可し。是に於て時烈は、只其附籤の處を改めたりしが、其他

志 争 政 國 韓

は依然として筆を加へざりき。是れ年の十月二十六日也。以上は皆顯宗十五甲寅年中の出来事にして、余は茲に之を總稱して初度の交渉と云ふ。

再度の交渉は何年の後に開かれし乎。肅宗十年五月十六日附の拯が時烈に答ふる書を點檢すれば、丙辰の年、即ち肅宗二年に開かれたるを知る可き也。而して時烈は、前の甲寅の年十二月を以て、南人の爲に陥れられて京外に放たれ、翌肅宗元年正月に德源府に竄せられ、同五月長鬐縣に移されたり。故に此度の交渉は、時烈が配所にありし時なるは言ふまでもなし。而して此交渉に於て、拯は又時烈に書を送ること三回に及べり。月第一回は此年の春第二回は同十一月第三回は肅宗三年二月十八日其第一回の書に於ては、宣擧の鐫に絶たずと評せらるゝ事につきて辯解を

志 争 政 國 韓

試み、遂に改文を望むの意を述べ、第二書及第三書は、各數行の短文にして、別に緊要の語を交へず。只時烈の書に對する應答辯解に過ぎざりき。而して此度の交渉に於ては、朴世采は一方ならざる助力を拯に與へ、書を時烈及拯に往復せるのみならず、又墓文の數箇所に附籤して、時烈に注意を與へたり。而して時烈の拯に答ふる書中、碣文は姑く和叔世采の字の籤する所に依り、己に訂して渠に報せり」と曰ひ、明齋遺稿別集卷一第三十一丁右參看又世采が時烈に答ふる書中、碣文修改を蒙むる所ありしを謝せるの言あるに徴せば、明齋遺稿別集卷一第三十一丁右參看其改竄せる所ありしや明か也。然りと雖、是れ皆字句の末のみにして、其大體の構造を變じたりしにはあらずる也。而して余は、此際に於ける拯の書簡を檢して、己に時烈に背くの端緒顯然たるを見

韓 國 政 争 志

る。即ち彼が世采に答ふる書中、明に時烈を罵るの語を含み、拯が時烈に對する惡感情は、肅宗の七年を待たずして、第二章 已に此時の書中に、同意の語氣は表はれたる。第三度の交渉の起れる肅宗四年戊午の歲にも、時烈は猶長馨縣の配所にありき。而して書を拯に送りて、穩ならざる語句あらは、更に之を改むべしと曰へり。是に於て、拯は又世采に面談し、相共に詳量して、墓文に附籤し、年の九月を以て之を時烈に送れり。此時拯が時烈に與へたる書を見るに、附籤の處は、専ら世采の意に隨ひたるものにして、拯の願ふ所は、更に全篇の改作にありし也。然りと雖、時烈は素より全篇の改作に意なきが故に、此熱望の遂ぐ可からざるは明なりき。果せる哉、其翌年六月、時烈の改竄して送り來たれるもの

韓 國 政 争 志

は、只數箇處の語句を改めたるに過ぎざりき。而して時烈は、此年の三月、巨濟島に移配せられたるなれば、此墓文は巨濟より送り來りしものなりとす。以上の調査によりて、拯が時烈と交渉したる顛末、及び墓文改作の初志を果す能はざりしことを了知す可し。是を以て拯は、肅宗十年五月十六日附の時烈に答ふる書に於て、再三改むるを許すの教亦不誠に歸すと嘆じたるも、偶然にあらず。而して彼は更に此書に於て、時烈が宣擧の家事を發きて得たりとせりと難じて、古より師弟の間、實に此の如きの義なしと憤れり。彼が肅宗十年より遂に時烈に絶てりといへるは、是が爲にして、第二章 黄景源が尹得和の神道碑に、拯は時烈が草せし墓碣に恚りて、書を貽りて之と絶つに至りし

ことを書せしも、江漢集卷十四 決して誤謬と云ふを得ざる也。

(三)時烈はいかなる考を以て墓文を草せし乎。

他人より観察したる墓文觀は、以上縷述せる所によりて、思半に過ぐるものあらむ。然れば則ち筆者自身はいかなる考を以て之を書きし乎。先づ時烈が墓文を草する時の状態を觀るに、朝野會通^三の懷尼始末は、尤菴年譜を引きて、最興味ある告白をなせり。即ち時烈が、最初碣文を作るの意なかりしこと、世采に責むるに、其狀文贊揚に過ぐるを以てせしこと、及世采が種々調停の末、漸く時烈をして、之に應じて文を草するに至らしめし事を叙せり。是れ頗肯綮に中れる言也。さて時烈は、何故に宣擧を贊揚するを好まざり乎。此問題を解決せむと欲せば、勢宣擧の性行に立還らざるを得ざる

也。

宣擧の性行中、時烈の排斥せる所は何なりし乎。仁祖十五年正月二十二日の江華脱走の事乎。此行爲は、時烈をして破廉耻なりと思惟せしめしこと、前に論證せる所の如し。然りと雖、余は是を以て、時烈が墓文を草するに臨みて、宣擧を贊揚するを好まざりし原因とするにあらざる也。何とならば、たとひ脱走の事は破廉耻なりとするも、其後に於ける宣擧の舉動は、時烈をして満足せしむるものありたれば也。之を墓文に徴し、又之を諸書に照合するに、宣擧は此後、意を科擧に絶ち、心を性理の書に潜め、慎獨齋^四の門に入りて、師弟の義を定め、屢徴されるれども、官に就かず、司憲府持平を以て召さるゝに及びて、自ら死罪の臣と稱し、江都の事を力陳して

韓 國 政 争 志

以て之を辭し、遂に其死に至るまで就官の招に應ぜざりしことは、時烈をして、前回の過失を償ふに餘ありとして、其交情を保持せしめしは事實也。朴光一の語録に、時烈の言を記して、宣擧が善く死生の際に處する能はざりしは、必しも深く罪せずと曰ひ、宋子大全附錄卷十 六第二十四丁右韓元震の記述に、時烈を評して、宣擧が江華の過を悔いたるが故に、許交せることを陳辯せるのみならず、宋子大全附錄卷十 九第二十四丁右時烈自ら其死に臨みて朴世采に與へたる書肅宗十五年五月十六日附にも、宣擧の嘉言善行あることを言へるは、何れも之を確定する慥なる證據也。

故に、余の立言をして過なしとすれば、時烈をして、宣擧の墓文を草するに踟躕せしめし眞の原因は、江華の脱走以外に求めざるを得ず。而して其原因は、墓文中に於て、一言半句

韓 國 政 争 志

も説き及ばざりし、他の事實たるを認知するに難からず。是即ち宣擧の尹鐫に對する關係也。第一章 参看誠に彼の尹鐫崇拜は、時烈が宣擧に快からざる唯一の原因たること、朴光一の語録に時烈の言を録して、宣擧の鐫を救護するを異端として、排斥せざる可からずといへることを記し、又肅宗十三年正月二十八日附の、時烈が論大義仍陳尹拯事疏に於て、宣擧は朱子の所謂邪說害正の人なるを以て、之を攻斥せし所以を陳辯せるは、よく之を説明して遺憾なしと云ふ可き也。

時烈の宣擧を排斥せるは斯の如し。而して茲に、時烈が其墓文を請はれたる時に、益不快の念を惹起したる所以のもの猶一あり。即ち拯が、其著にかゝれる宣擧年譜、及其父臨終の時に草せし時烈に與ふるに擬するの書を出して、墓文を

韓 國 政 争 志

求めたることは是なりとす。而して其時烈に與ふるに擬するの書に於ては、鐫を以て讒賊と斷ずるを得ざるを明言したるのみならず、年譜には鐫を推尊して「學は生知に隣す」と稱揚せるが故に、之を示して時烈に墓文を請ふは、偶々以て其不快の念を煽動するのみ。而して宣擧の死は顯宗十年なれば、其時烈に與ふるに擬するの書は已に起稿の時より四年の歳月を経過せるに、是まで秘して人に示さず、今に至りて、其年譜と共に之を時烈に示したるは、是れ拯が南人尹鐫等の早晚勢を得るに相違なきを看破し、異日の地をなすが爲には、時烈の怒を買ふも敢て意とせざりし也といふ説の起るも、亦偶然にあらざるを見る。

以上の調査によりて、余は時烈が墓文を草する時、胸中善

是れ尹宣學の手蹟也。宣學は光海君の二年に生れ、顯宗の十年に死す。我德川秀恩將軍の時より、家光を襲て家綱の時に至る。此書は千を記して文を略せるが故に何の年に成れるを知らず。又政争に直れる記事なし。然れども凡そ斷簡等歴の後に傳はれるもの多し。は文集に上梓せられ、若くは他書に引用せられて存するものにして、筆者當年の態度復見るべからず。此書簡を挿入するの徒勞にあらざる所以。

此書は...
 一巻...
 二巻...
 三巻...
 四巻...
 五巻...
 六巻...
 七巻...
 八巻...
 九巻...
 十巻...
 十一巻...
 十二巻...
 十三巻...
 十四巻...
 十五巻...
 十六巻...
 十七巻...
 十八巻...
 十九巻...
 二十巻...

此書は...
 一巻...
 二巻...
 三巻...
 四巻...
 五巻...
 六巻...
 七巻...
 八巻...
 九巻...
 十巻...
 十一巻...
 十二巻...
 十三巻...
 十四巻...
 十五巻...
 十六巻...
 十七巻...
 十八巻...
 十九巻...
 二十巻...

意を有せるにあらずして、強て之を抑へ、儻勃たる不快の念、之を漏らさむと欲して漏さざる状態にありしものと認む。然らば則ち、宣擧を稱揚するの實、その文中に顯はれざりしは、素より然るべき筈也。

第五章。何が爲に金益勳は、誹議怨恨の中心となりし乎。

前數章に於て、余は宋尹兩人の隙を生ぜし事情に就きて研究するところありたり。而して此隙をして大ならしめしのみならず、時烈をして多くの年少輩を敵として争ふの止むを得ざるに至らしめしこと又起れり。今其の委曲を陳せむと欲せば、勢壬戊の上變事件を解明せざる能はず。而して

其の事件に於ける金益勳の位置は、最究査の價值あるもの也。

肅宗八年壬戌十月二十一日、前兵使金煥、變を上れり。是によれば、許璽、許瑛等、李徳周を以て謀主となし、福平君禔を推して位に即かしめむとし、日を期して宮廟を焚き、盡く將相を殺さむとすと云へる也。さて金煥は、いかにしてかゝる隱謀を採知せし乎。探偵の手段は、實に興味ありし也。初め肅宗七年の科擧に當り、無名の答紙に變を告ぐるものあり、告ぐる所は即ち肅宗の事也試験官詮議の末、國家の重大事件に關するを以て、堅く封じて之を密啓せり。肅宗乃ち、金錫胄に命じて探索せしむ。時に金煥は西人にして、而も南人の手によりて官を得たる者なるが故に、最偵察に便なりとし、錫胄右隣陰に

韓 國 政 争 志

韓 國 政 争 志

之を招きて命を傳へたるに、煥之を固辭せしかば、若し命に従はずば斬る可しと脅迫し、遂に其偵察の方法を教へて之に従はしめたり。其方法とは次の如し。許璽、許瑛、今方に龍山に在るが故に、汝往て其隣家に住し、深く之と交るの後、共に博奕を試み、其勝敗の際、試に諷して、人の國を取るも此の如くなる可しと云ひ、微に其顔色を観る可し。彼もし恠むの色なくんば、則ち同寢密議、共叛を以て其眞偽を察すべしと云ふにあり。煥危みて曰く、彼に叛意なくして、反て我より叛を煽動するに類することあらば如何。錫胄曰く、都て我の知る所なれば、決して憂ふる勿れと。遂に之に授くるに銀錢を以てし、龍山に赴きて探らしめたり。煥其言の如くせしに、許璽、許瑛果して共に應ぜしかば、直に之を錫胄に報じたり。

錫胄是に於て、又柳命堅を探索せしむ。然るに、煖もと命堅を知らざるを以て、其親戚の全翊戴と交を結ぶ、其動靜を窺はむと欲す。既にして錫胄事を以て北京に使用するに會せしかば、偵察の一件を、御營の將金益勳に託して赴けり。益勳、煖をして、急に命堅の消息を探らしむ。煖乃ち潜に翊戴に之を問ふに、只甲弓を製する位の事に止まり、未だ的確の證を得ず。之と同時に、又李徳周の舉動をも偵察せしめしが、是亦未だ證を擧ぐるに至らざりき。然るに、忽焉として風説は傳播せり。曰く、金煖不軌を謀ると。益勳乃ち煖を招き、急に變を告げしむ。煖大に懼れ、益勳に請ひ、翊戴を執へて共に變を告げむとし、昏に乗じて翊戴を執へ、之を内室に導きて脅して曰く、君我と共に急に變を告げなば、大禍を免るゝを得むと。翊

韓 國 政 争 志

韓 國 政 争 志

戴聽かずして曰く、柳命堅もと叛狀なし、吾何ぞ誣告すべけむやと。然りと雖、事已に迫りて猶豫すべきにあらざるを以て、煖、益勳に謂て、己れ先づ變を告げ、姑く翊戴を囚へて、後其事を尋問せしめたり。

變は己に告げられたり。許璽、許瑛は、法に服せり。煖は勳臣となりたれども、若し翊戴を法廷に引致して、的確の證なしとの告白に遇はゞ、己れの妨となる可しと思惟し、遂に翊戴の事を援引せざりしかば、法廷より翊戴を召喚するの令狀は、猶發せらるゝに至らざりき。益勳乃ち、裁判官金壽恒に告ぐるに、其事を以てせしに、御命又は罪人の招辞に出づるに、あらずんば、引致するの法なしとのことなりき。既にして金錫胄國に歸り、同く裁判官となり、乃ち益勳に謂て曰く、兒房